

平成28年

指定特定相談支援・障害児相談支援事業者・

指定一般相談支援事業者

集団指導資料

香川県・高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・

三豊市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津  
町・まんのう町

# 平成28年度指定相談支援事業者集団指導 日程

開始 平成28年8月23日(火) 14:00~16:00

## 挨拶

1 指定特定相談支援・障害児相談支援事業者への指導事項

(50分)

2 指定一般相談支援事業者への指導事項 (30分)

3 地域生活支援拠点等整備事業について (20分)

4 その他の周知事項

障害者差別解消法への対応について

障害者虐待の対応について (20分)

終了(予定) 16:00

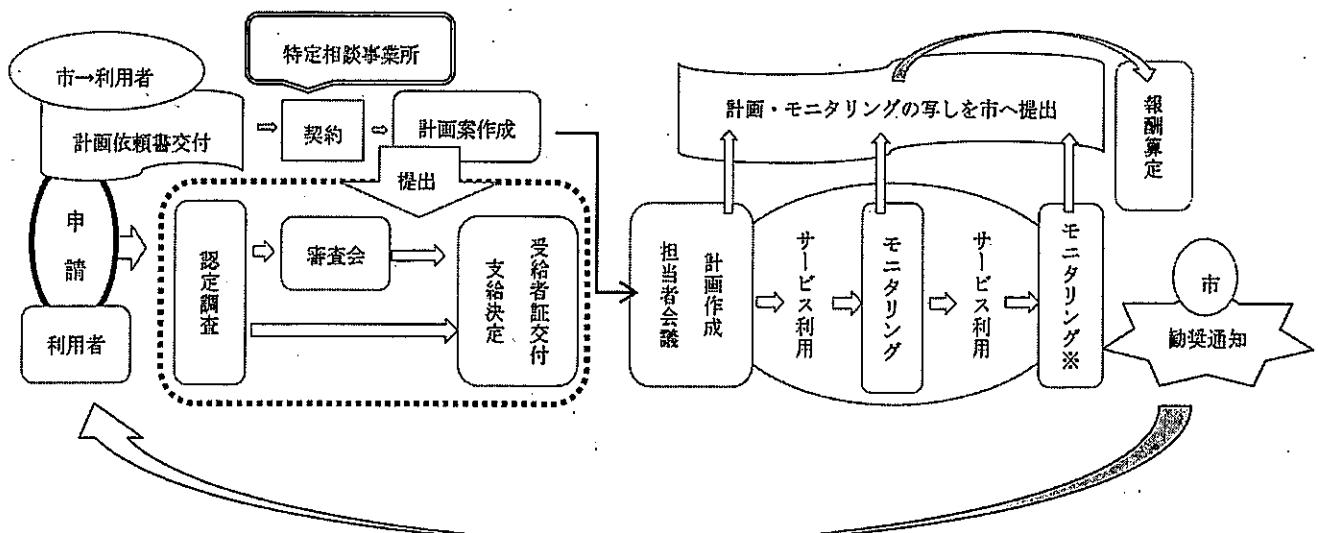
平成28年度

指定特定相談支援・障害児相談支援事業者  
集団指導資料

高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・  
土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町

○サービス提供のプロセス	1
○計画相談支援等の内容とモニタリング	3
○計画相談支援等に関する報酬	10
○計画相談支援事業等の運営に関する注意点	11
○計画相談支援事業等の算定に関する注意点	12
○計画相談 Q&A	13
○関係法令・関係通知一覧	30

## サービス提供のプロセス



## 障害児通所支援

- ① サービス利用申請
    - ・申請者は、障害児通所支援に係る利用申請書等を市町に提出します。
  - ② 「指定障害児相談支援事業者」と契約
    - ・申請者は、障害児相談支援の提供について、「指定障害児相談支援事業者」と利用契約します。
    - ・「指定障害児相談支援事業者」は、「障害児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付するとともに、写しを市町に提出します。
  - ③ 市町による調査
    - ・市町は申請者に対し、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。
  - ④ 障害児通所支援の給付決定
    - ・市町は「障害児支援利用計画案」をもとに支給を決定し、「障害児通所給付費支給決定通知書」及び「障害児相談支援給付費支給通知書」を交付します。
    - ・併せて、「通所受給者証」を申請者に交付します。
  - ⑤ 「障害児支援利用計画」の作成
    - ・「指定障害児相談支援事業者」は、給付決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集めてサービス担当者会議を開催、「障害児支援利用計画」を作成したのち、申請者に交付します。作成した計画（写し）を市町へ提出します。
  - ⑥ サービス提供事業者と契約、サービス利用開始
    - ・申請者は、「通所受給者証」を事業者に提示し、利用に関する契約をしたのち、サービスの利用を開始します。
    - ・事業者は、申請者の事業者記入帳に必要事項を記入・押印します。
  - ⑦ モニタリング
    - ・「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
    - ・モニタリング報告書等の書類（写し）を市町へ提出します。

障害児通所等利用開始  
予定日の〇日前まで

契約書締結日：支給期間より前日  
計画同意日：原則として支給期間

# 障害福祉サービス

## ① サービス利用申請

- 申請者は、障害福祉サービスに係る利用申請書等を市町に提出します。

## ② 「指定特定相談支援事業者」と契約

- 申請者は、計画相談支援の提供について、「指定特定相談支援事業者」と利用契約します。
- 「指定特定相談支援事業者」は「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に交付するとともに、写しを市町に提出します。

## ③ 市町による調査

- 市町は申請者に対し、障害支援区分認定調査（障害福祉サービス介護給付を利用する場合）、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

## ④ 審査判定（介護給付の障害福祉サービスを利用する場合）

- 市町は障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の判定を依頼します。
- 市町は、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

## ⑤ 障害福祉サービス等の支給決定

- 市町は、「サービス等利用計画案」をもとに支給を決定し、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給通知書」を交付します。
- 併せて、「障害福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

## ⑥ 「サービス等利用計画」の作成

- 「指定特定相談支援事業者」は支給決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集めてサービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成したのち申請者に交付するとともに、作成した計画の写しを市町へ提出します。

## ⑦ サービス提供事業者と契約、サービス利用開始

- 申請者は、「障害福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、利用に関する契約をしたのち、サービスの利用を開始します。
- 事業者は、申請者の事業者記入帳に必要事項を記入・押印します。

## ⑧ モニタリング

- 「指定特定相談事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- モニタリング報告書等の書類（写し）を市町へ提出します。

障害福祉サービス等利用開始予定日  
○日前までに実施

契約書締結日：支給期間より前日  
計画同意日：原則として支給期間

## サービスの内容とモニタリング

### 1 対象者

計画相談支援及び障害児相談支援の対象は、原則サービスを利用する全ての障害者です。

#### 計画相談支援（障害者総合支援法）の対象者

対象者	
サービス利用支援	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者
継続サービス利用支援	指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

新しいサービスの追加や、サービスの更新、支給量の増減に伴うもの。

#### 障害児相談支援（児童福祉法）の対象者

対象者	
障害児支援利用援助	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者
継続障害児支援利用援助	指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者

新しいサービスの追加やサービスの更新、支給量の増減に伴うもの。

【契約】利用契約は、障害児相談支援と計画相談支援それぞれで契約してください。

※【留意事項】申請者が、障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を一体的にまとめた計画（「障害児支援利用計画」となり、報酬は障害児相談支援給付費のみ算定します。）を作成します。

したがって、高校在学中に18歳に到達した放課後等デイサービスと障害福祉サービスを併給している者については、放課後等デイサービスを利用している間は障害児相談支援給付を算定し、放課後等デイサービスの利用が終了した時点で、計画相談支援給付費を算定することとなります。

【契約】居宅介護や短期入所のみを利用していた障害児が、放デイを利用することとなった場合は、障害児相談支援の契約も必要となります。

## 2 サービス内容

計画相談支援及び障害児相談支援のサービス内容は、①～③のとおりです。

### ① 計画相談支援（障害者総合支援法）の内容

	サービス内容	留意事項
サービス利用支援	<p>ア サービス等利用計画案の作成（以下を記載。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びその家族の生活に対する意向</li> <li>・総合的な援助の方針</li> <li>・生活全般の解決すべき課題</li> <li>・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期</li> <li>・福祉サービス等の種類、内容、量</li> <li>・福祉サービス等を提供する上での留意事項</li> <li>・モニタリング期間</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○サービス等利用計画案 ○サービス等利用計画案【週間計画表】 ○申請者の現状（基本情報） ○申請者の現状（基本情報）【現在の生活】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p> <p>イ 支給決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整</p> <p>ウ サービス等利用計画の作成</p> <p>※案の内容に加え、以下の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス等の利用料</li> <li>・福祉サービス等の担当者（連絡先含む）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○サービス等利用計画 ○サービス等利用計画【週間計画表】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p>	<p>※障害者若しくは障害児の保護者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案する。</p> <p>聞き取り調査は原則として自宅。 ※事業所等の聞き取りでも可能とした特例は、H26年度で終了。</p> <p>※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p> <p>調整は必ず行ってください。どうしても調整ができない場合は、欠席者に対し、意見書を提出してください。</p>
継続サービス利用支援	<p>ア モニタリング期間ごとに、サービス等利用計画が適切であるかどうか、サービスの利用状況を検証する。</p> <p>イ 検証結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行う。</p> <p>ウ モニタリング結果に基づき、いずれかを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画をそのまま継続する。</li> <li>・新たな支給もしくは支給決定の変更、または地域相談支援給付が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。→継続サービス利用支援から、サービス利用支援に変更。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○モニタリング報告書 ○継続サービス等利用計画【週間計画表】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、市町には写しを提出する。</p>	<p>モニタリングは必ず受給者証に記載された時期に実施してください。</p> <p>→※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p>

## ② 障害児相談支援（児童福祉法）の内容

		サービス内容	留意事項
障害児支援 利用援助	<p>ア 障害児支援利用計画案の作成（以下を記載。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児及びその家族の生活に対する意向</li> <li>・総合的な援助の方針</li> <li>・生活全般の解決すべき課題</li> <li>・提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期</li> <li>・障害児通所支援の種類、内容、量</li> <li>・障害児通所支援を提供するまでの留意事項</li> <li>・モニタリング期間</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○障害児支援利用計画案</p> <p>○障害児支援利用計画案【週間計画表】</p> <p>○申請者の現状（基本情報）</p> <p>○申請者の現状（基本情報）【現在の生活】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、写しを市町に提出する。</p>	<p>※障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案する。</p> <p>聞き取り調査は原則自宅。 ※事業所等の聞き取りりも可能な特例は、H26年度で終了。</p>	
継続障害児 支援利用援 助	<p>イ 通所給付決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整</p> <p>ウ 障害児支援利用計画の作成</p> <p>※案の内容に加え、以下の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援の利用料</li> <li>・障害児通所支援の担当者</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○障害児支援利用計画</p> <p>○障害児支援利用計画【週間計画表】</p> </div> <p>⇒作成後、申請者に交付し、写しを市町に提出する。</p>	<p>※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p> <p>調整は必ず行ってください。 どうしても調整ができない場合は、欠席者に対し、意見書を提出させてください。</p>	

※アセスメント、担当者会議、モニタリング等が基準に従って実施されていない場合は、算定要件を満たさないため給付費の支払いができません。

※アセスメント、担当者会議、モニタリングの実施状況の記録が給付費請求の根拠となります。実施記録は必ず作成、保管してください。

③ プロセスの各段階で市町に提出する「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」

支給決定プロセス		「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」								サービス等調整会議記録等 アセスメントシート、ニーズ整理表
		障害児支援利用計画案(週間)	障害児支援利用計画(週間)	障害児支援利用計画(週間)	障害児支援利用計画(週間)	障害児支援利用計画(週間)	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画(週間)		
①支給決定前		●	●	●	●					○
②支給決定後						●	●			
③モニタリング	サービスの種類や量が変更	●	●	○	○			●		○
	曜日や時間帯、事業者のみが変更			○	○			●	●	○
	特に変更がない							●		○

※●必須提出、○必要に応じて提出

(留意事項)

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・身近な地域に指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者がない場合
- ・支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・その他市町村がやむを得ないと認める場合

### 3 モニタリング期間の設定

#### (1) モニタリング期間

モニタリング期間については、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、以下の勘案事項及び期間を勘案して、市町が個別の対象者ごとに定めます。標準のモニタリング期間は下記の表のとおりですが、個別の状況を考慮し、柔軟に設定しています。

#### (勘案事項)

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
  - ・地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

#### モニタリング期間一覧

対象者	モニタリング期間
新規支給決定又は支給決定の変更によりサービス種類、内容又は量に著しく変動があった者	1月（毎月）ごと ※利用開始から3ヶ月間。
障害福祉サービスまたは地域定着支援を利用する者で、次の場合 <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</li><li>・単身世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行うことが困難である者</li><li>・重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者</li></ul>	1月（毎月）ごと
障害福祉サービス、障害児通所支援、地域定着支援又は地域移行支援を利用する者	6月ごと
療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者	1年ごと

※複数の対象者に該当する方は、表の上が優先されます。

#### (2) 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間は、以下の取扱いとします。

##### ア 支給期間の開始月

- ・新規に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の対象となる者  
⇒サービス利用支援・障害児支援利用援助を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）
- ・既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の対象となっている者  
⇒更新前の支給期間の翌月

##### イ 支給期間の終期月

利用する障害福祉サービスの支給決定、地域相談支援給付決定又は障害児通所支援の給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月

### (3) モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間として、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月と終期月を記載しています。

具体的な取り扱いは以下のとおりです。

#### ア 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月

開始月については、支給決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定しています。

・支給決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助と併せて支給決定の更新等のためのサービス利用支援・障害児支援利用援助を実施 →報酬はサービス利用支援・障害児支援利用援助の報酬のみ算定。

なお、1人の者に対して複数の支給決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月が設定されています。

#### イ 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の終期月

原則として、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給期間の終期月（サービスの支給決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する（支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者については、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内を基本とする）。

### (4) 具体的な例

#### 例1 平成28年4月から新規で、1年間の支給期間のサービスを利用する場合

（サービスの支給期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（計画相談支援の支給期間 平成28年3月〇〇日～平成29年3月31日）

#### ①モニタリングを毎月実施（3ヶ月間に限る。）、その後6カ月毎実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H 28	計画 作成	モ	モ	モ			モ						モ

←————→ サービスの支給期間

記載表現は、自治体によって多少異なります。

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 当初3ヶ月毎月のち半年毎（平成28年4月～29年3月）」

#### ②モニタリングを6ヶ月に1回実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H 28	計画 作成						モ						モ

←————→ サービスの支給期間

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 半年毎 平成28年9月～平成29年3月」

**例2 平成28年4月から、3年間の支給期間のサービスを利用する場合**

(サービスの支給期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日)

(計画相談支援の支給期間 平成28年3月〇〇日～平成31年3月31日)

**①モニタリングを毎月実施(3ヶ月間に限る。)、その後6ヶ月毎実施**

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H28	計画作成	モ	モ	モ				モ					モ
H29								モ					モ
H30							モ						モ

←————→  
サービスの支給期間

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 当初3ヶ月毎のち半年毎(平成28年4月～31年3月)」

**②モニタリングを6ヶ月に1回実施**

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H28	計画作成						モ						モ
H29							モ						モ
H30							モ						モ

←————→  
サービスの支給期間

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 6ヶ月ごと 平成28年9月～平成31年3月」

**③モニタリングを1年に1回実施**

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H28	計画作成												モ
H29													モ
H30													モ

←————→  
サービスの支給期間

※受給者証への記載内容

「モニタリング期間 1年ごと 平成29年3月～平成31年3月」

## 指定計画相談支援等に関する報酬

計画相談支援及び障害児相談支援の報酬は下記のとおりです。

### 相談支援の報酬

サービス名	報酬
サービス利用支援・障害児支援利用援助	1,611単位／月
継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助	1,310単位／月

- ・初回加算（500単位／月） …障害児相談支援のみ、初回に限り算定可能
- ・特定事業所加算（300単位／月） …相談支援専門員の配置等について手厚い体制
- ・特別地域加算（所定単位数の15%） …中山間地域等に居住する者に対してサービス提供

#### （留意事項）

※サービス終了時（モニタリング期間終了月）の継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助については、更新に伴うサービス利用支援及び障害児支援利用援助と一緒に提供されるべきものなので、継続支援の請求はできません（利用支援のみ算定）。  
→《例外》サービスを更新しない（全てのサービス終了時）場合のみ、算定が可能。

※相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成する場合は、障害児相談支援に係る報酬のみ算定となります。

※介護保険該当者に対して、指定居宅介護支援と一体化的に支援を行った場合には、要介護・要支援の状態に応じて減算があります。

※地域生活支援事業の委託相談に配置されている職員が計画相談支援・障害児相談支援を行った場合でも、市町との協議により、業務に支障がない範囲（委託相談の最低人員が確保された状態）で計画相談支援・障害児相談支援との兼務が可能ですが、委託相談と計画相談支援・障害児相談支援の職員の兼務を行った結果、委託相談や相談支援で本来提供されるべきサービスが欠けることがないよう注意してください。

※計画作成は計画作成の更新時又はサービス内容の変更があったときにしか発生しません。  
計画期間中に計画相談事業所等を変更した場合、新たに契約した事業所は次回計画作成依頼時期まで、給付費が発生しない可能性があります。

事業所を変更する場合には、可能な限り支給決定期間（やむを得ない場合はモニタリング実施月）を一区切りとして考えてください。

※計画相談事業所は業務上の特質から、契約者、関係機関等に対し情報を収集・提供することとなります。そのため、情報収集においては、どこから、いつ提供をうけたのか。情報提供については、誰に対し、いつ、どのような内容を提供したのかを明確にしておいてください。

## 計画相談支援事業等の運営に関する注意点

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(以下「基準」とする。)より)

### ① 契約について(基準第5条)

- ・計画相談支援給付決定障害者が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。(利用契約書、重要事項説明書の日付及び署名の記入漏れがないか、契約者は利用者本人であるかの確認をしてください。障害児相談の場合、契約者は障害児の保護者になります。)

### ② 契約内容の報告等(基準第6条)

- ・指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町に対し遅延なく報告すること。
- ・サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町に対し遅滞なく提出すること。

### ③ 受給者証の確認(基準第9条)

- ・指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。(受給者証の写しを保管することが望ましい。)

### ④ 支給決定の申請に係る援助(基準第10条)

- ・利用者の支給決定又は地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町の標準処理期間を勘案し、余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うこと。(利用者に、手続き案内等を行う。)

### ⑤ 計画相談支援給付費の額に係る通知等(基準第14条)

- ・法定代理受領により市町から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、計画相談支援給付費の額を通知すること。(相談支援給付費入金確認後、通知すること。)

### ⑥ 指定計画相談支援の具体的取扱方針(基準第15条)

- ・相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案を変更し、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行い、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。(サービス担当者会議の記録を残すこと。)

- ・相談支援専門員は、モニタリングに当たって、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うことし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等(利用者だけでなく、家族との面接も必要)に面接しなければならない。

(解釈通知：市町が利用者に通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録する必要があります。※特例は平27.3.31で終了のため。また、訪問日時、訪問者の名前等の記録もしておくこと)

- ・相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意署名(同意日も記入のこと)を得ること。

- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び関係事業者に交付すること。

- ・モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更する場合には、申請の勧奨を行い、新規同様(訪問→アセスメント→計画案への説明と同意→担当者会議→計画作成→計画への説明と同意→交付)の対応を行うこと。

④ 計画相談支援については、指定基準第15条に基づきサービス提供を行ってください。  
指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号  
若しくは第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3  
項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合は、サービス利用支援費又は継続  
サービス利用支援費は算定できません。

#### ⑦ 勤務体制の確保等（基準第20条第3項）

- ・事業者は、相談支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。

#### ⑧ 掲示等（基準第23条第1項）

- ・事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、  
相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等を記載した重要事項を掲示すること。（ファイル綴じでも可能。）

#### ⑨ 秘密保持等（基準第24条第3項）

- ・事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ること。

#### ⑩ 苦情解決（基準第27条第2項）

- ・事業者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する  
利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

### 計画相談支援事業等の算定に関する注意点

#### ① 請求時のモニタリング日について

- ・利用者が計画、モニタリングに同意した日を、請求事由の発生日とみなします。請求時のモニタリング日＝同意日としてください。また、同意日の属する月が相談支援の請求上の提供月となることにご留意ください。

#### ② 計画相談支援給付費の算定について

- ・モニタリングから一連の流れの中で利用支援に至った場合、モニタリング分（継続サービス利用支援費）は算定せずサービス利用支援費のみを算定してください。サービス追加の場合も同様です。

#### ③ モニタリングについて

- ・モニタリングは指定された月に行ってください。内容を精査し、やむを得ない事由による場合はこの限りではありませんが、安易にモニタリングを先延ばしすることはやめてください。なお、計画作成についても同様です。
- ・利用者の支援において明確な理由がある場合以外は、モニタリング期間を通常より短く設定することはできません。

## 相談支援関係 Q&A

### 1 指定基準関係

#### 【設備基準】

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。

(答) 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 1 指定基準関係-1)

#### 【受給資格の確認】

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。

(答) 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 1 指定基準関係-2)

#### 【取扱件数】

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答) 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていない。

#### 【補助の業務】

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

(答) サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。

**【アセスメント】**

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。

②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

(答) 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

**2 指定事務関係**

**【指定に当たっての基本的な考え方】**

問6 指定に係る「総合的な相談支援」の基準について、現行の特定事業所加算の算定と同様に確認する必要があるか。

(答) 同様に確認することが必要である。なお、医療機関や行政との連携体制に係る「自立支援協議会への定期的な参加」等については、例示であることに留意すること。

(H24.3.6 相談支援関係Q&A 2 指定事務関係-2)

**【指定に当たっての基本的な考え方】**

問7 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答) 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H24.3.6 相談支援関係Q&A 2 指定事務関係-3)

**【指定に当たっての基本的な考え方】**

問8 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみの指定でよいか。

(答) お見込みのとおり。

(H24.3.6 相談支援関係Q&A 2 指定事務関係-4)

**【その他留意事項】**

問 9 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

(答) 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 2 指定事務関係-5)

**【指定権者】**

問 10 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 2 指定事務関係-6)

**【指定権者】**

問 11 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答) 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 2 指定事務関係-7)

**【指定権者】**

問 12 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答) 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 2 指定事務関係-8)

**【独自条件の付加】**

問 13 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。

(答) 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

**【相談支援専門員】**

問 14 相談支援専門員は実務経験と研修の受講が要件となるが、相談支援の提供体制の確保のため、研修の受講に係る経過措置を設けていただきたい。

(答) 相談支援専門員は相談支援の質を確保するため、障害者等へのケアマネジメント技術等の研修の受講を必須としており、研修受講に係る経過措置を設けることは考えていな  
い。

なお、平成23年10月から研修の実施主体を指定事業者まで拡大することとしたところであり、都道府県においては、当該指定制度の活用等により研修の実施体制の拡大に努めていただきたい。

(H24.3.6 相談支援関係Q&A 2 指定事務関係-9 一部修正)

**【相談支援専門員】**

問 15 相談支援専門員の要件となる実務経験等について県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があつても要件を満たすと考えるが、いかがか。

(答) お見込みのとおり。

**【相談支援専門員】**

問 16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

(答) お見込みのとおり。なお保健所については、診療所に準じたものと考えるほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

**【相談支援専門員】**

問 17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

(答) 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

**3 支給決定通知・事務処理要領**

**【様式】**

問 18 受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証）や申請様式（障害者・障害児）については、一体の様式とすることが可能か。

(答) お見込みのとおり。市町村において適宜工夫して活用されたい。

(H24.3.6 相談支援関係Q&A 3 支給決定通知・事務処理要領-1)

**【受給者証】**

問 19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。

(答) お見込みのとおり。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-2)

**【申請窓口】**

問 20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行うこととなるのか。

(答) 利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一體的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-5)

**【基本相談支援】**

問 21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

(答) 「地域生活支援事業の相談支援事業（財源は交付税措置）」は、指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」とは異なり、障害者自立支援法に基づき、市町村の責務として必ず実施する事業として規定されているものであり、これまでと何ら変更がないものである。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-3)

**【基本相談支援】**

問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も隨時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいのか。または、地域定着支援事業で対応することはできないか。

(答) 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり、必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

【対象者】

問 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必須か。

(答) 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についてもサービス等利用計画の作成対象者となるが、障害福祉サービスと同様に、平成24年度から平成26年度までの3年間は、給付決定に当たってサービス等利用計画の作成は必須ではない。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-4)

【対象者】

問 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

(答) お見込みのとおり。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-18)

【対象者】

問 25 サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成依頼を行っていない者から、計画案が提出された場合には、計画相談支援給付費等の申請は却下するのか。

(答) 当該者を担当する指定特定相談支援事業者等が、当該者に対して計画相談支援等を提供することが可能な場合には、計画相談支援給付費等の支給対象とすることが望ましい。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-12)

【対象者】

問 26 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答) 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみを行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。

### 【対象者】

問 27 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

(答) 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。

- 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-19一部修正)

### 【支給決定プロセス】

問 28 サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

(答) 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-16)

### 【支給決定プロセス】

問 29 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害程度区分の認定後ということですか。

(答) サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るために、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害程度区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害程度区分認定後となる。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-17)

### 【モニタリング】

問 30 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答) モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを持ち、市町村が設定する。

- 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

### 【モニタリング】

問31 計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

(答) 例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH24.5.1～H25.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5～H25.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと (H24.7～H25.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.7→H24.10→H25.1→H25.4

例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH24.5.1～H25.4.31で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)～H25.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと (H24.5～H24.7)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.5→H24.6→H24.7

※ H24.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。

この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと (H24.10～H25.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10→H25.4

(H24.3.6 相談支援関係Q&A 3 支給決定通知・事務処理要領-7一部修正)

### 【モニタリング】

問32 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答) 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

### 【モニタリング】

問33 新規申請や変更申請の場合で、月の途中に支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

(答) どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

**【モニタリング】**

問 34 訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということでよいか。

(答) お見込みのとおり。

**【モニタリング】**

問 35 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

(答) 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-15)

**【モニタリング】**

問 36 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

(答) 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

**【モニタリング】**

問 37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考え方。

(答) お見込みのとおり。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-9)

### 【モニタリング】

問 38 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。

(答) 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求める。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q&A 3 支給決定通知・事務処理要領-10)

### 【モニタリング】

問 39 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということよいか。

(答) お見込みのとおり。

### 【モニタリング】

問 40 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

(答) 業務の全てを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。

### 【モニタリング】

問 41 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果について市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

(答) モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等

○上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めるこども可能である。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q&A 3 支給決定通知・事務処理要領-11 一部修正)

### 【セルフプラン】

問 42 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

(答) 「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものと想定している。

なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。

(H 2 4. 3. 6 相談支援関係Q & A 3 支給決定通知・事務処理要領-8)

### 【セルフプラン】

問 43 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。

また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

(答) サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。

### 【セルフプラン】

問 44 例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいか。

(答) 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）は、申請者の希望により指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めるることは適当ではない。

## 4 報酬関係

### 【請求のタイミング】

問 45 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合は 平成24年4月分）として翌月に請求するのか。

（例）支給決定の通知日4月10日、計画作成4月20日、サービスの有効期間5月1日～→4月分として5月に請求

(答) お見込みのとおり。

(H 2 4. 3. 6 相談支援関係Q & A 4 報酬関係-2 一部修正)

(H 2 4. 8. 3 1 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A 問 44

一部修正)

**【請求のタイミング】**

問 46 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

(答) 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

**【障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合】**

問 47 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q&A 3 支給決定通知・事務処理要領-6)

**【介護保険の対象者の場合】**

問 48 介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。介護保険のケアプランを作っている者と障害者自立支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。

(答) 請求できる。なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。

**【申請却下の場合】**

問 49 障害福祉サービス等の申請却下の場合は、計画相談支援給付費等は支給されないので

(答) お見込みのとおり。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q&A 3 支給決定通知・事務処理要領-14)

(H 24. 8. 31 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問43)

**【利用者が死亡した場合】**

問 50 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。

(答) サービス利用支援費の算定はできない。

### 【継続サービス利用支援費】

問 51 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。

(答) 算定できる。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q & A 4 報酬関係-1)

(H 24. 8. 31 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A 問42)

### 【契約変更した場合】

問 52 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

(答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

### 【計画相談支援給付費の算定の考え方】

問 53 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

(答) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,600単位、継続サービス利用支援費については1,300単位しか算定することはできない。  
○同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。  
○サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

### 【同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合】

問 54 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。

(答) サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,600単位しか算定することはできない。

【同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合】

問 55 モニタリング期間が1月（毎月）ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援をを同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。

(答) 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,300単位しか算定することはできない。

【指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合】

問 56 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として1600単位/月を算定できるか。

(答) お見込みのとおり。

○なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

【同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合】

問 57 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うことになった。継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。

(答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

【同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合】

問 58 障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどうに行うこととなるのか。

(答) 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

【契約変更した場合】

問 59 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

(答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

【契約変更した場合】

問 60 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。

(答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

【契約変更した場合】

問 61 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。

(答) お見込みのとおり。

### 【転出・転入】

問 62 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。

(答) お見込みのとおり。転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

### 【障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い】

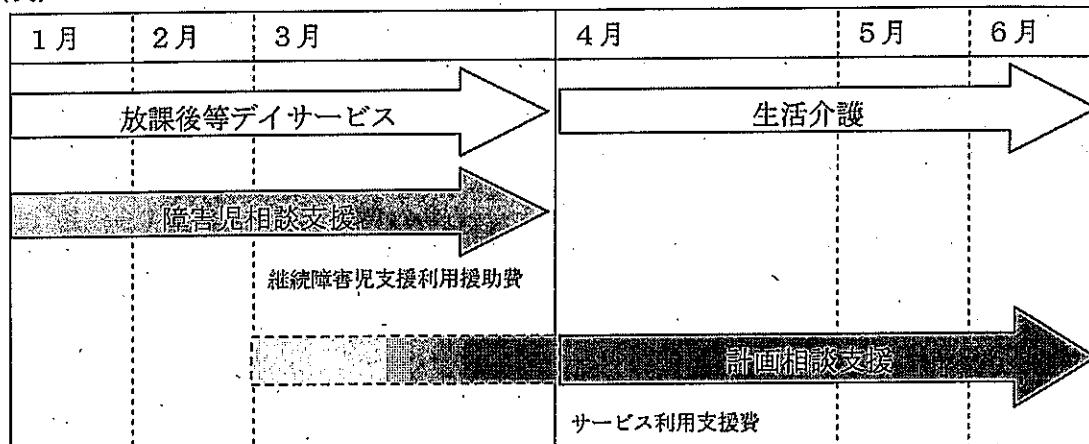
問 63 障害児通所支援から障害福祉サービス等を利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

(答) 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(例)



## 5 その他

### 【基幹相談支援センター】

問 64 地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。

(答) お見込みのとおり。

(H 24. 3. 6 相談支援関係Q&A 5その他-1)

### 【指定管理】

問 65 市の福祉センターの運営について、指定特定相談支援事業を行っている法人に  
対し指定管理により委託している。市からは、相談支援についても指定管理料  
に含まれていると考えているので、指定管理者が指定特定相談支援事業者とし  
て行った計画相談に係る給付費について、国保連から事業所ではなく市に支払  
うこととしたい。

(答) 計画相談支援給付費は、指定特定相談支援事業者の指定を受けている者に支払われるものであるから、市が自らを指定特定相談支援事業者として指定していないのであれば、国民健康保険団体連合会から市に支払うことはできない。

関係法令・関係通知

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）
児福法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）
児福施行規則	児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）
平 24 厚労令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
基準解釈通知（計画）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚労令 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）
基準解釈通知（地域）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚労令 29	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）
基準解釈通知（児）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）
平 24 厚労告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
平 24 厚労告 124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚労告 126	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知（児）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

# 指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項目	指摘事項	指導事項	参考
基本方針について	会計 指定特定相談支援事業と指定一般相談支援事業の会計が分けられない。	指定特定相談支援事業については他の事業と会計を区分すること。	平24厚令28第29条
苦情解決	苦情受付箱が設置されていない。 重要事項説明書に、担当者・責任者名 が記載されていない。	苦情受付箱は、利用者やその家族から分かりやすい場所に設置し、用紙と筆記用具も置いておくこと。 苦情受付担当者と苦情解決責任者を別に設置し、重要な説明書に記載すること。また、第三者委員を設置している場合は、その氏名など連絡先も記載すること。	平24厚令28第27条
秘密保持等	利用者やその家族に関する情報を使用する際、あらかじめ文書により同意を得てない。	利用者の個人情報を取り扱うので、あらかじめ個人情報使用の同意書をとること、必要な措置を講ずること。	平24厚令28第24条
研修	・虐待防止及び衛生管理・感染症予防に關する研修を行っていない。 ・マニュアルを作成していない。	マニュアルを作成し、年1回以上研修を行うとともに、研修記録を保管すること。	平24厚令28第20条
報酬について	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児により障害福祉サービスの変更（支給量等）が生じた場合に、モニタリング等による支援費を算定する。	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方ににより障害福祉サービスの変更（支給量等）が生じた場合には、障害児相談支援費で請求すること。	平24厚令125
		請求において、利用支援だけを請求すべきどころ、継続支援も加え請求しているものがあつたので、速やかに過誤調整に係る事務を行うこと。	
		受給者証の記載に基づき、適切な時期にモニタリングを実施し記録、管理を行うこと。	平24厚令28第9条
	計画相談支援給付費の額に係る通知	利用者に対して、計画相談支援給付費の額を通知していない（法定代理受領後に法定代理受領）。	平24厚令28第14条

# 指定特定・障害児相談支援事業所 実地指導 指摘事項

項目	指摘事項	指導事項	参考
契約について 重要事項説明書	契約書の契約期間の記入漏れがある。 文面に誤りがある（法律名、人員配置等）。	契約締結の際は契約期間・契約日を必ず記入し、割印をして整備しておくこと。	平24厚令28第5条、第19条
アセスメント等について	重要事項の説明、同意が行われていない。 作成日、作成者の記入漏れがある。	契約締結及び更新に際しては、毎回必ず重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。 作成日・作成者を明確にすること。	平24厚令28第5条、第15条
モニタリング	アセスメントが利用者の居宅で実施されていない。 記録が不十分である。	アセスメントやモニタリングについては原則として利用者の居宅等に訪問して実施すること。 モニタリングに当たっては、利用者と面接してサービスの利用意向等を確認し、記録に残しておくこと。	平24厚令28第5条、第15条
担当者会議	記録が不十分である。	担当者会議を開催した際は、関係機関の意見や検討結果等について記録・整理を行うこと。	平24厚令28第5条、第15条
その他	担当者会議に福祉サービス事業所が参加していない。 変更届が提出されていない。	必要な関係者が参加し、協議・調整・情報共有等が図れるよう実施方法の見直しを行うこと。 運営規程等、変更届に掲げる項目に変更があつた場合は、速やかに変更届を提出すること。	法第51条の25
自治体への報告	利用者との契約についての報告が市町にされていない。	契約内容に変更等あつた際は、契約内容の報告書類を市町に提出すること。	平24厚令28第6条

平成28年度

事業者自主点検表  
【指定特定相談支援、障害児相談支援】

事業所名
------

※記載上の注意

各着眼点について、貴事業所の状況を、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

また、特に補足がある場合は、余白に記載してください。

関係法令・関係通知一覧

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)
児福法	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号)
児福施行規則	児童福祉法施行規則(昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号)
平 24 厚労令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)
基準解釈通知(計画)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平 24 厚労令 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
基準解釈通知(地域)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)
平 24 厚労令 29	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)
基準解釈通知(児)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号)
平 24 厚労告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)
平 24 厚労告 124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平 24 厚労告 126	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)
報酬留意事項通知(児)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 指定障害福祉サービス事業者自主点検表【指定特定相談支援、障害児相談支援】

### 第1 基本方針

主眼事項	着眼点	点検結果	確認書類	根拠法令等
1 基本方針	(1)利用者又は障害児の保護者(障害児又は障害児の保護者)(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。	口はい 口いいえ	運営規程	法第51条の22第3項 平24厚令28第2条第1項  児福法第24条の30第3項 平24厚令29第2条第1項
	(2)利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	口はい 口いいえ	運営規程	平24厚令28第2条第2項 平24厚令29第2条第2項
	(3)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	口はい 口いいえ	運営規程	平24厚令28第2条第3項 平24厚令29第2条第3項
	(4)利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業(障害児通所支援事業)を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	口はい 口いいえ	運営規程	平24厚令28第2条第4項 平24厚令29第2条第4項
	(5)市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	口はい 口いいえ	運営規程	平24厚令28第2条第5項 平24厚令29第2条第5項
	(6)自ら提供する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)(以下「相談支援」という。)の質の評価を行い、常に改善を図っているか。	口はい 口いいえ	運営規程	平24厚令28第2条第6項 平24厚令29第2条第6項

## 第2 人員に関する基準

主眼事項	着眼点(根拠法令)	点検結果	確認書類	根拠法令等
1 相談支援専門員	<p>(1) 事業所ごとに、専らその職務に従事(専従)する相談支援専門員を一人以上置いているか。</p> <p>※指定特定相談(障害児相談)支援事業所(以下「相談支援事業所」という。)に置くべき相談支援専門員は、原則として提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>(2) (1)の専従職員を置いていない場合、下記事項に該当する職員を置いているか。</p> <p>※ ただし、相談支援業務に支障がない場合には、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、相談支援のサービス提供時間帯において、支援の業務に支障がない場合は、当該相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができるということをいう。</p> <p>(3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしているか。</p> <p>(4) 利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス支援を実施しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 専従 <input type="checkbox"/> 兼務	*勤務表 *雇用契約書	平24厚令28第3条第1項 基準解釈通知第2-1(1) 平24厚令29第3条第1項
2 管理者	<p>(1) 事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>また、専従でない場合、基準に適合した勤務となっているか。</p> <p>※原則として専従だが、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができる。また、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定計画相談支援(障害児相談支援)の従業者である必要はない。</p>	<input type="checkbox"/> 専従 <input type="checkbox"/> 兼務	*勤務表 *組織図	平24厚令28第4条 基準解釈通知第2-1(2) 平24厚令29第4条

### 第3 運営に関する基準

主眼事項	着眼点(根拠法令)	点検結果	確認書類	根拠法令等
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 利用申込みがあつたときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要な事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)を記した文書(障害の特性に応じたわかりやすい説明書やパンフレット等)を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援(障害児相談支援)の提供の開始について同意を得ているか。</p> <p>(同意は、利用者申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。)</p> <p>(2) 利用契約をしたときは、利用申込者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面(契約書、重要事項説明書)を交付しているか。また、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>※ 書面に記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>②当該事業の経営者が提供するサービスの内容</li> <li>③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>④サービスの提供開始年月日</li> <li>⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</li> </ul>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	*運営規程 *重要事項説明書 *契約書 *同意書	平24厚令28第5条1項 基準解釈通知第2-2(1) 平24厚令29第5条1項
2 契約内容の報告等	<p>(1) 利用契約をしたときは、その旨を市町に連絡なく報告しているか。</p> <p>(2) サービス等利用計画(障害児支援利用計画)(以下「サービス等利用計画」という。)を作成したときは、その写しを市町に連絡なく提出しているか。</p> <p>※モニタリング結果について下記に掲げる場合は市町に早急に報告のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支給決定の変更が必要となる場合</li> <li>②利用者の生活状況の変更等から、モニタリング期間の変更が必要な場合</li> </ul>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	*契約内容報告書 *報告控 *口頭	平24厚令28第6条1項 基準解釈通知第2-2(2) 平24厚令29第6条1項 平24厚令28第6条2項 基準解釈通知第2-2(2) 平24厚令29第6条2項

3 提供拒否の禁止	正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由は、下記4事項のみです。 ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、これに該当しない者から利用申込みがあつた場合 ④その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	<input type="checkbox"/> 拒んでない <input type="checkbox"/> 拒んでいる	→拒んだ理由の詳細を確認	平 24 厚令 28 第 7 条 基準解釈通知第 2-2(3) 平 24 厚令 29 第 7 条
4 サービス提供困難時の対応	正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である場合 は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・相談記録 ・連絡調整に関する記録等	平 24 厚令 28 第 8 条 基準解釈通知第 2-2(4) 平 24 厚令 29 第 8 条
5 受給資格の確認	(1) サービスの提供にあたつては、受給者証、地域相談支援受給者証または通所受給者証によつて、計画相談支援支給付費(障害児相談支援給付費)の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定または地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援支給決定の有効期間、支給量または地域相談支援給付量等を確かめているか。  (2) 支給決定または地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町が作成したサービス等利用計画案提出依頼書によつて、市町からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けたものであることを確かめているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	・受給者証 ・サービス等利用計画案提出依頼書	平 24 厚令 28 第 9 条 基準解釈通知第 2-2(5) 平 24 厚令 29 第 9 条
6 支給決定の申請に係る援助	支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の申請について、必要な援助を行つているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	・相談記録等	平 24 厚令 28 第 10 条 基準解釈通知第 2-2(6) 平 24 厚令 29 第 10 条
7 身分を証する書類の携行	相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。 ※ 身分証には事業所の名称及び氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能を記載することが望ましい。	<input type="checkbox"/> 携行 <input type="checkbox"/> 不携行	・身分証	平 24 厚令 28 第 11 条 基準解釈通知第 2-2(7) 平 24 厚令 29 第 11 条

8 相談支援給付費の額に係る通知等	法定代理受領により市町から相談支援に係る給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知しているか。	□はい □いいえ	・通知書控	平24厚令28第14条第1項 基準解釈通知第2-2(10) 平24厚令29第14条第1項
9 相談支援の具体的な取扱方針	(1) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことなどを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者(障害児の家族)による支援等適切な手法を通じて行っているか。  (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者(障害児)の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。	□はい □いいえ	・サービス等利用計画案 ・職務分担表 ・組織図	平24厚令28第15条第1項第1号 基準解釈通知第2-2(11)① 平24厚令29第15条第1項第1号 基準解釈通知第2-2(11)② 平24厚令28第15条第1項第2号 基準解釈通知第2-2(11)③ 平24厚令29第15条第1項第2号 基準解釈通知第2-2(11)④ 平24厚令28第15条第2項第1号 基準解釈通知第2-2(11)⑤ 平24厚令29第15条第2項第1号 基準解釈通知第2-2(11)⑥ 平24厚令28第15条第2項第2号 基準解釈通知第2-2(11)⑦ 平24厚令29第15条第2項第2号 基準解釈通知第2-2(11)⑧
	(4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たって、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者(障害児)の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。	□はい □いいえ	・サービス等利用計画案	平24厚令28第15条第2項第2号 基準解釈通知第2-2(11)⑨ 平24厚令29第15条第2項第2号 基準解釈通知第2-2(11)⑩
	(5) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等の提供が行われるようになります。継続が必要である。継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長するようなことがあってはならない。	□はい □いいえ		平24厚令28第15条第2項第3号 基準解釈通知第2-2(11)⑪ 平24厚令29第15条第2項第3号

<p>9相談支援の具體的取扱方針</p> <p>(6)サービス等利用計画の作成開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者(障害児通所支援事業者等)に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>※特定の福祉サービス等の事業を行ふ者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めるごとなく、同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。</p>	<p>□はい □いいえ</p> <p>・サービス等利用計画案</p> <p>平24厚令28第15条第2項第4号 基準解釈通知第2-2(11)⑥ 平24厚令29第15条第2項第4号</p>
<p>(7)サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下この項において「アセスメント」という。)を行っているか。</p> <p>※ アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならぬ。(アセスメントの記録は、5年間保存)</p> <p>(8)アセスメントに当たっては、利用者(障害児)の居宅等(居宅)を訪問し、利用者(障害児)及びその家族に面接しなければならない。面接の趣旨を利用者(障害児)及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>□はい □いいえ</p> <p>平24厚令28第15条第2項第6号 基準解釈通知第2-2(11)⑧ 平24厚令29第15条第2項第6号</p>

	(9)利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し下記項目を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	・サービス等利用計画案	平24厚令28第15条第2項第7号 基準解釈通知第2-2(11)⑨ 平24厚令29第15条第2項第7号
	<p>①利用者及びその家族の生活に対する意向</p> <p>②総合的な援助の方針</p> <p>③生活全般の解決すべき課題</p> <p>④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期</p> <p>⑤福祉サービス等の種類、内容、量</p> <p>⑥福祉サービス等を提供する上で留意事項</p> <p>⑦モニタリング期間に係る提案 等</p>			
	<p>※モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう、利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案すること。</p> <p>※目標達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等の評価を行い得るようにすること。</p>			
	<p>(10)サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		平24厚令28第15条第2項第8号 基準解釈通知第2-2(11) 平24厚令29第15条第2項第8号
	<p>(11)サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者に交付しているか。 ※作成したサービス等利用計画案は、5年間保存する。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		平24厚令28第15条第2項第9号 基準解釈通知第2-2(11)① 平24厚令29第15条第2項第9号
10 相談支援の具体的な取扱方針	<p>(12)支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるか。</p> <p>※サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要。なお、会議等の記録は、5年間保存。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	サービス等利用計画案 担当者会議の記録	平24厚令28第15条第2項第10号 基準解釈通知第2-2(11)② 平24厚令29第15条第2項第10号

10 相談支援の  
具体的取扱方  
針

(13) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	サービス等利用計画案 同意書	サービス等利用計画案 平24厚令28第15条第2項第11号 基準解釈通知第2-2(11)③ 平24厚令29第15条第2項第11号
(14) 当該サービス等利用計画を担当者に交付しているか。  ※作成したサービス等利用計画は、5年間保存する。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	サービス等利用計画 モニタリングの記録	サービス等利用計画 モニタリングの記録 平24厚令28第15条第2項第12号 基準解釈通知第2-2(11)④ 平24厚令29第15条第2項第12号
(15) サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握(利用者(障害児)についての継続的な評価を含む。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行なう者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行っているか。  ※ 計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後ににおいても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行なう者等との連絡を継続的に行なうことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行なう者等との連絡調整その他の提供を行うこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	サービス等利用計画 モニタリングの記録	サービス等利用計画 モニタリングの記録 平24厚令28第15条第3項第1号 基準解釈通知第2-2(11)⑤ 平24厚令29第15条第3項第1号
(16) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行なう者等との連絡を継続的に行なうこととし、モニタリングごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか(5年間保存)。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		モニタリング 記録 平24厚令28第15条第3項第2号 基準解釈通知第2-2(11)⑥ 平24厚令29第15条第3項第2号
※ サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行なう者等との連絡を継続的に行なうこととし、市が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録すること(5年間保存)。			

10 相談支援の具体的な取扱方針	(17)サービスを変更する際には、(3)から(10)までに規定された一連の業務を行っているか。 【ポイント】 ・支援の手順 ①課題の把握(アクセスメント)・訪問 → ②支援計画の原案作成 → ③計画作成会議 ④文書による同意 → ⑤支援計画の交付 → ⑥見直し・変更 → ①…	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	サービス等利用計画 平24厚令29第15条第3項第3号 基準解釈通知第2-2(11)⑦ 平24厚令29第15条第3項第3号
	(18)適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難など認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	サービス等利用計画 平24厚令29第15条第3項第4号 基準解釈通知第2-2(11)⑩ 平24厚令29第15条第3項第4号
	(19)障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行ふ等の援助を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	サービス等利用計画 平24厚令29第15条第3項第5号 基準解釈通知第2-2(11)⑯ 平24厚令29第15条第3項第5号
	11 利用者等に特定相談支援事業者の利用を希望し、申出があつた場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	サービス等利用計画 平24厚令28第15条第16号 基準解釈通知第2-2(12) 平24厚令29第16号
	12 利用者に対する市町への通知	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	通知書控 平24厚令28第17号 基準解釈通知第2-2(13) 平24厚令29第17号
13 管理者の責務	(1) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、サービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	組織図 平24厚令28第18条第1項 基準解釈通知第2-2(14) 平24厚令29第18条第1項 平24厚令28第18条第2項 平24厚令29第18条第2項

14 運営規程	<p>事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる重要な事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 ② 営業日及び営業時間 ③ 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供方法及び内容並びに利用者等(障害児相談支援対象保護者)から受領する費用及びその額</p> <p>④ 通常の事業の実施地域 ※客観的にその区域が特定されるようにすること。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行なうことは差し支えない。</p> <p>⑤ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑦ その他運営に関する重要な事項(苦情解決体制、事故発生時の対応等)</p> <p>【留意点】</p> <p>①従業者の職種、員数及び職務内容(第2号)…従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載すること。</p> <p>②相談支援の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額(第4号)…相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び利用者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>③通常の事業の実施地域(第5号)…通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行なわれるものではない。</p> <p>④事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号)…障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能である。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	運営規程	平24 厚令28 第19条 基準解釈通知第2-2(15) 平24 厚令29 第19条
---------	--	---	------	--

14 運営規程	<p>⑤虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)…「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 工 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 (研修方法や研修計画など)等を指すものであること。 ⇒P22に詳細</p>
15 勤務体制の確保等	<p>(1)利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務關係等を明確にすること。</p> <p>(2)当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させているか。</p> <p>※当該事業所の従業員とは、雇用契約・その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指します。</p> <p>(3)相談支援専門員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。</p>

16 設備及び 備品等	事業を行ったために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えて いるか。	<input type="checkbox"/> 満たしている <input type="checkbox"/> 一部満たしていない 	平面図(実地確認) 運営規程 ・重要事項説明書	平 24 厚令 28 第 21 条 基準解釈通知第 2-2(17)
				平 24 厚令 29 第 21 条 基準解釈通知第 2-2(18)
	① 事務室事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ② 受付等のスペースの確保 — 事務室又は相談支援の事業を行ったための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど、利用しやすい構造とする。 ③ 設備及び備品等 — 事業者は、相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。	↓ その内容:		
17 衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。  (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(18)	
18 揭示等	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。  (2) ホームページ等に掲載する等、重要事項の公表に努めているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項 基準解釈通知第 2-2(18)	
19 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者(障害児)又はその家族の秘密を漏らしていないか。  ※秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書をとる等の措置を講じておぐこと。	<input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない	平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(19)②	
		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(20)	

	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者(障害児)又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 ※ 従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置をしておく。	<input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない	・講じている措置 (対応)の確認	平成24年厚生労働省令第24号第2項 基準解釈通知第2-2(20)② 平成24年厚生労働省令第24号第2項
	(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	・同意書	平成24年厚生労働省令第24号第3項 基準解釈通知第2-2(20)③ 平成24年厚生労働省令第24号第3項
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成25年3月厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っているか。  ※「個人情報の保護に関する法律」の概要 ①利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 ②適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること ④本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならない ⑤保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること			
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目に付かないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましい			

20 利益収受等の禁止	<p>(1) 事業者及び事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に關し、相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>※ 特定相談支援事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事实上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指す。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示を行っていないか。</p> <p>※ 相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用するなどを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事实上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指す。</p> <p>(3) 事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行ってる	平 24 厚令 28 第 26 条第 1 項 基準解釈通知第 2-2(2)① 平 24 厚令 29 第 26 条第 1 項									
21 苦情解決	<p>(1) 提供したサービスに關し、利用者又は家族からの寄せられた苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>【苦情受付体制】</p> <table border="1" data-bbox="1029 916 1208 1804"> <tr> <th>苦情受付担当者</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3者委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>「必要な措置」—①苦情窓口の設置 ②相談窓口の連絡先の明示 ③苦情解決体制及び手順等 ④苦情を解決するための措置の概要</p> <p>なお、概要については重要事項説明書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p>	苦情受付担当者	職	氏名	苦情解決責任者			第3者委員			<input type="checkbox"/> 口承受してない <input type="checkbox"/> 口承受している	平 24 厚令 28 第 26 条第 2 項 基準解釈通知第 2-2(2)② 平 24 厚令 29 第 26 条第 2 項
苦情受付担当者	職	氏名										
苦情解決責任者												
第3者委員												

21 苦情解決	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・苦情に関する記録	平24厚令28第27条第2項 基準解釈通知第3-3(22)② 平24厚令29第2項
	(3) 提供したサービスに關し、法第10条第1項(児童福祉法第57条の3の2第1項)の規定又は法第11条第2項(児童福祉法第57条の3第3項)の規定により、市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行つているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・関係書類控	平24厚令28第27条第3項・第4項・第5項 基準解釈通知第3-3(22)③ 平24厚令29第27条第3項・第4項・第5項
	(4) 県知事、市町又は市町長から求めがあつた場合に、(3)の改善内容を報告しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・関係書類控	平24厚令28第27条第6項 基準解釈通知第3-3(22)④ 平24厚令29第6項
	(5) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	・関係書類控	平24厚令28第27条第7項 基準解釈通知第3-3(22)④ 平24厚令29第27条第7項
22 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※ あらかじめ職員に対し、事故発生時の対応方法に關して周知を図ること。 (2) 事故の状況及び事故に際して探つた処置について、記録しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	事故対応マニュアル 職員への周知資料 損害賠償保険加入証書	平24厚令28第28条第1項 基準解釈通知第3-3(23) 平24厚令29第28条第1項
	(2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行つているか。 また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 ※ 「福祉サービスにおける危機管理(リスクネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)参照。	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし	事故処置に関する記録 ・事故処置記録 -損害賠償書類	平24厚令28第28条第2項 基準解釈通知第3-3(23) 平24厚令29第28条第3項

24 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。	□区分している □区分していない	会計に関する書類	平 24 厚令 28 第 29 条 基準解釈通知第 3-3(24) 平 24 厚令 29 第 29 条
25 記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、下記の記録についてサービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>①計画相談支援基準第 15 条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>②個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>ア) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</p> <p>イ) アセスメントの記録</p> <p>ウ) サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ) モニタリングの結果の記録</p> <p>③計画相談支援基準第 17 条の規定による市町への通知に係る記録</p> <p>④計画相談支援基準第 27 条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤計画相談支援基準第 28 条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して探った処置記録</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 適切に行っている <input checked="" type="checkbox"/> 適切に行っていない	関係記録	平 24 厚令 28 第 30 条 基準解釈通知第 2-2(25) 平 24 厚令 29 第 30 条

#### 第4 変更の届出等

主眼事項	着眼点(根拠法令)	点検結果	確認書類	関係法令等
1 変更の届出	<p>次の事項に変更があつたとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、 変更を指定権者に届け出しているか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び役職 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費(障害児相談支援給付費)の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、指定権者に届け出ているか。 ※一般相談支援事業所の指定を受けている場合も同様に届け出が必要。</p>	<p>□適正に届け出ている</p> <p>□適正に届け出ていない →□期限内に届け出ていない □変更、又は廃止等について届け出していない ※届け出していない内容</p>	<p>□該当なし</p>	<p>法第51条25第1項 施行規則第34条60第1項・第2項 児福法第24条32第1項 児福施行規則第25条 26の7第1項</p> <p>法第51条25第2項 施行規則第34条60第3項 児福法第24条32第2項 児福施行規則第25条 26の7第3項</p>

## 第5 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の算定及び取扱い

主眼事項	着 眼 点	自主点検結果	確認書類	関係法令等
1 計画相談支援費・障害児相談支援	<p>(1)計画相談支援対象障害者(障害児相談支援対象保護者)に対して、指定サービス利用支援(障害児支援利用援助)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)…1,611単位</li> <li>●継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)…1,310単位</li> </ul> <p>【計画相談支援】</p> <p>(2)指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。</p> <p>(3)指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。</p> <p>(4)①相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2の者に対して、居宅介護支援一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、1月につき705単位を所定単位数から減算する。</p> <p>②要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の者に対して、一体的に支援を行った場合には、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、1月につき1,0070単位を所定単位数から減算する。</p> <p>③要支援状態区分が要支援1又は要支援2の者に対して、一体的に支援を行った場合には、介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算する。</p>	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	*請求記録票 *運営規程 *受給者証	報酬告示第1-1 報酬告示第1-1注2、留意事項通知第4-1(1)

1 計画相談支援費・障害児相談支援	<p>【障害児相談支援】</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数は算定しない。</p> <p>(6) 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合、初回に限り1月につき500単位を所定単位数に加算する。</p>	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	
2 特別地域加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める地域…過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域等</p>	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>・請求記録票 報酬告示第1-1注3</p>
3 特定事業所加算	<p>(2)(1)の場合において、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けているか。</p>	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>・請求記録票 運営規程 重要事項説明書 報酬告示第1-3</p>

## 第6 障害者虐待防止の取組み

主眼事項	着眼点	点検結果	関係法令等
障害者虐待防止	(1) 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	障害者虐待防止法第6条
	(2) 従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	障害者虐待防止法第2条
	<p>※「障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</li> <li>② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</li> <li>③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li> <li>④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を着しく怠ること。</li> <li>⑤ 障害者の財産を不适当に処分することその他の障害者から不适当に財産上の利益を得ること。</li> </ul> <p>(3) 障害者虐待の防止について、従業者への研修の実施、成年後見制度の利用支援、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じているか。</p> <p>※事業者として障害者虐待の防止のために取り組んでいることを記載してください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	障害者虐待防止法第15条

平成 24 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業  
「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究」

## サービス等利用計画評価サポートブック

平成 25 年 3 月



## 目 次

第1章 総論 ～サービス等利用計画の評価とは～	1
I. 福祉サービスの評価とは何か	1
1. 評価とは	1
2. 福祉サービスの評価とは	1
3. 福祉サービス評価の経過	2
(1) 障害児・者サービスの自己評価	2
(2) 福祉サービスの第三者評価	2
(3) 福祉サービスの質の評価の法的規定	3
II. サービス等利用計画の評価とは	5
1. 新たな相談支援とサービス等利用計画	5
2. 相談支援の質の評価とサービス等利用計画の評価	6
(1) 相談支援の質の評価	6
(2) 相談支援の質の評価とサービス等利用計画の評価	6
3. サービス等利用計画の評価の必要性	7
(1) 利用者の立場から	7
(2) 相談支援事業者の立場から	8
(3) 行政の立場から	8
(4) 地域全体の立場から	8
III. サービス等利用計画の評価の実際	9
1. 評価対象	9
2. 評価者	9
3. 評価の時期	9
4. 評価の方法	9
5. 評価結果	10
IV. サービス等利用計画の評価の仕組みの構築	11
1. 自立支援協議会とサービス等利用計画の評価	11
2. 基幹相談支援センターの活用	12
V. 今後の課題	13
第2章 サービス等利用計画の評価基準（評価チェックシートの内容）	15
第3章 評価チェックシートの活用事例	23
I. 事例1：特別支援学校卒業後、就労に向けて開始した移行支援事例	24
1. 基本情報	24
2. 視点欠落事例【チェック試行用】	27
3. 視点欠落事例【解説編】	29
4. 標準事例【参考】	32
5. チェックシート試行結果【参考】	34
II. 事例2：障害者支援施設で生活し、生活介護事業を利用している事例	35
1. 基本情報	35

2. 視点欠落事例【チェック試行用】 .....	38
3. 標準事例【参考】 .....	43
4. チェックシート試行結果【参考】 .....	45
III. 事例3：生活環境の変化にともない本人の望む生活の実現に近づいている事例 .....	46
1. 基本情報 .....	46
2. 視点欠落事例【チェック試行用】 .....	49
3. 視点欠落事例【解説編】 .....	51
4. 標準事例【参考】 .....	54
5. チェックシート試行結果【参考】 .....	56
IV. 事例4：地域での安心した暮らしを支えた事例 .....	57
1. 基本情報 .....	57
2. 視点欠落事例【チェック試行用】 .....	60
3. 視点欠落事例【解説編】 .....	62
4. 標準事例【参考】 .....	65
5. チェックシート試行結果【参考】 .....	67
V. 事例5：長期入院から地域での生活へ移行し、楽しみを見いだした生活をしている事例	68
1. 基本情報 .....	68
2. 視点欠落事例【チェック試行用】 .....	71
3. 視点欠落事例【解説編】 .....	73
4. 標準事例【参考】 .....	76
5. チェックシート試行結果【参考】 .....	78
VI. 事例6：発達障害と診断され子育てについて不安を抱いている母子家庭の事例 .....	79
1. 基本情報 .....	79
2. 視点欠落事例【チェック試行用】 .....	82
3. 視点欠落事例【解説編】 .....	84
4. 標準事例【参考】 .....	87
5. チェックシート試行結果【参考】 .....	89

## 第2章 サービス等利用計画の評価基準（評価チェックシートの内容）

平成23年度障害者総合福祉推進事業「サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究事業」で提示した「サービス等利用計画作成サポートブック」では、サービス等利用計画作成のポイントとして次の8つを挙げている。

図表 9 サービス等利用計画作成のポイント

- ①エンパワメントの視点が入っているか
- ②アドボカシーの視点が入っているか
- ③トータルな生活を支援する計画となっているか
- ④連携・チーム計画となっているか
- ⑤サービス等調整会議が開催されているか
- ⑥ニーズに基づいた計画となっているか
- ⑦中立・公平な計画となっているか
- ⑧生活の質を向上させる計画となっているか

今回これらを整理して、サービス等利用計画を評価する際の6つの視点として組み換えた。

図表 10 サービス等利用計画の評価の視点

- ①エンパワメント、アドボカシーの視点：計画作成のポイント①②
- ②総合的な生活支援の視点：計画作成のポイント③
- ③ニーズに基づく支援の視点：計画作成のポイント⑥
- ④連携・チーム支援の視点：計画作成のポイント④⑤
- ⑤中立・公平な視点：計画作成のポイント⑦
- ⑥生活の質の向上の視点：計画作成のポイント⑧

そして、評価の6つの視点ごとに5つのチェック項目を設定し、その具体的なチェックポイントと計画書のどこを見てチェックをすればよいか、チェック箇所を提示し、「サービス等利用計画の評価チェックリスト」を作成した。

図表 11 サービス等利用計画の評価チェックリスト

※チェック箇所の詳細については、P19～『図表 12 「サービス等利用計画の評価チェックリスト」チェック箇所と計画書の対応』を参照。

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
①エンパワメント、アドボカシーの視点 ②希望の尊重	○「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という本人の思い・願いができるだけ具体的な言葉を使って表現されているか。 ○これを踏まえて本人が希望する生活の全体像が記載されているか。 ○本人の意向を汲み取ることが難しい場合、本人の意思伝達・意思確認手段がきちんと記載されているか。	1-①②③④ ⑥ 2-④

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
②本人の強み(ストレングス)への着眼	○本人が持っている力、強み、できること等が、潜在的なものも含めて評価され、前向きな言葉や表現で記載されているか。「…できない」といったマイナスの言葉、表現で埋め尽くされていないか。	1-①⑥⑪⑬ 5-①④⑤
③本人が行うことの明確化	○支援やサービスを受けながらも、全てを他に拠るのではなく、本人ができる(できそうな)役割をもつことが明確に記載されているか。	1-⑪
④本人にとっての分かりやすさ	○できるだけ本人の言葉や表現を使い、障害特性も考慮し、わかりやすく工夫された表現、本人の意欲を高めることとして捉えられるような表現で記載されているか。	全ての項目 (特に、1-① ②③④⑥⑦)
⑤目標設定の妥当性と権利擁護	○本人の権利を擁護し、本人が試行錯誤して時には失敗から学ぶこと(トライアンドエラー)も視野に入れ、段階的に達成可能(スマールステップ)で本人の意欲を高めることができる具体的な目標が記載されているか。 ○単なる努力目標、実効性や本人のペースを無視した過度な負担が生じる目標、達成困難な目標が記載されていないか。 ○単なるサービス内容が目標として記載されていないか。	1-①～⑧⑫ 2-④
2 総合的生活支援の視点		
①目指す生活の全体像の明示	○最終的に到達すべき方向性、サービス提供によって実現する、本人が希望する生活の全体像が、総合的かつ具体的に記載されているか。(生活者に対する「総合支援」計画と読み取れるか)	2-④
②障害福祉サービス利用に限定しない生活全体の視点	○生活する上でサービスの利用の必要性がない課題(ニーズ)についても網羅し、単にサービスを利用するためではなく、本人が希望する生活を実現するための課題を記載しているか。	1-⑥ 2-②
③障害福祉以外のサービスやインフォーマルな支援の有無	○障害福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域のサービス、及び公的支援(障害福祉サービス等)だけでなく、その他の支援(インフォーマルサービス)が、本人ニーズに基づき、必要に応じて記載されているか。 ○記載されていない場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑪ 2-①②③ 6-②③
④1週間、1日の生活の流れの統合	○週間計画表の1週間、1日の生活の流れをみて、望む生活を可能とする支援(障害福祉サービス以外を含む)が網羅され、総合的に生活全体をイメージできる記載になっているか。 ○本人による活動、家族による支援等も記載されているか。	2-①②③
⑤ライフステージや将来像の意識	○乳幼児期・学齢期・成人期それぞれのステージ間に切れ目がないよう、これまでの支援方針や各種計画(保育の計画、個別の教育支援計画等)が活かされ、次のステージに向けたトータルプランとなっているか。 ○単に過去のものを引き継ぐのではなく、将来を見通した総合的な計画になっているか。	1-①②③④
3 相談・ラーム支援の視点		
①支援の方向性の明確化と共有	○支援に関わる関係機関等が共通の理解をもって取り組めるよう、支援の方向性が、明確、かつ、具体的に記載されているか。 ○解決すべき課題、支援目標、達成時期、サービス提供内容、本人の役割、評価時期等に整合性を持たせて記載されているか。	1-①～⑬ 2-①②③④
②役割分担の明確化	○相談支援専門員が多くの問題を一人で抱え込まずに、支援	1-⑨⑩⑪⑬

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
確実	<p>に関わる関係機関それぞれに役割を分担し、連携した取り組みができるよう、その内容が具体的に記載されているか。 (チームによる「総合支援」計画と読み取れるか)</p> <p>○関係機関が見て、自分の役割が分かりやすく体系的に記載されているか。相互連携のための連絡網が記載されているか。</p>	2-①③
③個別支援計画との関係	<p>○サービス提供事業所が個別支援計画を作成する上で、支援の方向性やサービス内容を決める際の基礎情報となることを意識して分かりやすく記載されているか。(抽象的で誰にでも当てはまるような内容になっていないか)</p> <p>○サービス提供事業所が個別支援計画作成の参考にできる情報や事業所に対するメッセージが記載されているか。(単なるサービス内容だけではない、具体的な支援のポイント等が分かりやすく記載されているか)</p>	1-①～⑬ 3-①②③④ ⑤⑨
④サービス提供事業所の情報把握	○サービス提供の内容、頻度、支援者としての意見等について、サービス提供事業所から聞き取り、記載されているか。	3-①②③④ ⑤⑨
⑤地域資源情報の把握	○地域の社会資源を把握し、必要に応じて自立支援協議会、地域関係の中で連携可能な近隣住民や関係者等から意見を聞き取り、記載されているか。	1-⑨⑩⑬ 2-②③ 3-②⑤⑨ 4-②③
4 ニーズに基づく支援の視点		
①本人のニーズ	<p>○本人の意向、希望する生活が具体的、かつ、的確に把握され、「～したい」「～なりたい」等、本人の言葉として表現され、記載されているか。</p> <p>○本人が優先的に解決したいと思う課題や取り組みたいという意欲的な課題から優先する等、本人の意向を十分汲み取って記載されているか。</p> <p>○本人の意向を汲み取ることが難しい場合、家族や支援者から十分な聞き取りをした結果が記載されているか。</p>	1-①④⑤⑥ ⑪ 5-④
②家族の意向	○家族の意向を具体的に的確に把握し、記載されているか。本人の意向と明確に区別し、誰の意向かが分かるように明示して記載されているか。	1-①⑥⑬ 5-⑤
③優先順位	○本人が意欲を持ってすぐに取り組める課題、緊急である課題、本人の動機付けとなる課題、すぐに効果が見込まれる課題、悪循環を作りだす原因となっている課題、医師等の専門職からの課題等を関連付け、緊急性、重要性を考慮して、まず取り組むべき事項から適切に優先順位がつけられているか。	1-②③④⑤ ⑥⑪
④項目間の整合性	○本人のニーズを踏まえて作成された計画について、サービス、役割、評価時期などの項目は整合性が取れているか。	1-⑤～⑬
⑤相談支援専門員の総合的判断	<p>○相談支援専門員の専門職としての総合的判断(見立て)と本人の意向、ニーズが一致した記載となっているか。一致しない場合、その調整方法も記載されているか。</p> <p>○本人の要望だけが記載されていたり、支援者側からの一方的な提案だけになっているといった、専門職としての判断のない記載となっていないか。</p>	1-①～⑦⑪ 2-④ 5-④⑤
5 中立・公平性の視点		
①サービス提供法人の偏り	○サービス提供法人が特定の法人(特に相談支援事業所の運営法人)に偏っていないか。偏っている場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①③

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
②本人ニーズとの比較	○本人ニーズや生活実態に合わせた適正な計画となっているか。サービスが過大、過小な計画になっていないか。	1-①～⑥⑨ ⑪⑫ 2-③④ 5-④⑤
③同じような障害者との比較	○同じような障害、同じようなサービスを必要とする障害者と比較して、過大、過小な計画となっていないか。なっている場合にそうなった合理的理由を明確に記載しているか。	1-⑦～⑬ 2-①③
④地域資源との比較	○本人ニーズに基づいた地域支援の活用であることがきちんと説明できているか。 ○選択できる地域資源があるにも関わらず、既存のサービス提供事業所での継続利用だけの計画になっていないか。	1-⑨⑩ 5-⑦
⑤支給決定基準の多様	○行政の支給決定基準に合わせた機械的な計画になっていないか。	1-⑥⑦⑧⑨ ⑩ 2-①③
⑥生活の質の向上の視点		
①サービス提供状況	○サービス等利用計画通りにサービスが提供されたか、事業者として本人の生活の変化をどう捉えているかについてサービス提供事業所に聞き取った結果が記載されているか。 ○その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨
②本人の感想・満足度	○本人がサービスの内容や事業所等について満足しているか、不満や改善してほしいことはないかについて聞き取った結果が記載されているか。 ○その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨
③支援目標の達成度	○サービス等利用計画通りにサービスが提供され、どの程度まで支援目標で掲げた状態に近づいたかについて検討した結果が記載されているか。 ○その検討は、「いつ」「誰と」「どのように」実施したかが記載されているか。(本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等)	3-②③④⑤
④計画の達成性	○本人ニーズ、関係機関の支援、ライフステージ等に変化がないか確認した結果が記載されているか。 ○未達成の支援目標、新たな課題への対応について検討し、必要に応じて計画の変更を行った結果の概要が記載されているか。(計画変更した場合は変更理由、具体的なサービス種類・量・週間計画の変更内容。変更しなかった場合はその理由) ○上記の確認・検討は、「いつ」「誰と」「どのように」実施したかが記載されているか。(本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等)	3-①～⑨ 4-①②③④
⑤全体の状況	○モニタリング会議での総合的判断を反映し、全体の状況を的確に把握した上で、今後の方向性が記載されているか。	3-①⑥⑦⑧ 4-①④

図表 12 「サービス等利用計画の評価チェックリスト」チェック箇所と計画書の対応

## モニタリング報告書(連続サービス利用支援)

模式3-1

利用者氏名	連絡手段区分	相談文書受取者名
障害福祉サービス受取者登録番号	利用者角線上記欄	計画作成担当者
地域福祉文書受取者登録番号		
計画作成日	ミニタリング実施日	相談文書受取日

総合的な援助の方針

3

優先 順位	相談事項 概要	造成 時期	サービス提供状況 (当事者からの聞き取り)	本人の感想と 満足度	文部省規の達成度 (ニーズの充実度)	今後の見通し: 解決方法	計画変更の必要性			その検査結果項
							サービス の充実度	サービス の充実度	サービス の充実度	
1			3-②	3-③	3-④	3-⑤	有・無	有・無	有・無	3-⑨
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

雄株サニーピンク利用料金(運賃料金)

样式3-2

総務サービス等利用計画(週間計画表)		
利用者氏名	障害種別区分	相談支援事業者番号
障害相談サービス実施担当者番号	利用者属性上級版	計画作成担当番号
地域相談支援受給者登録番号		

主な日常生活上の活動	
4-②	
4-①	
4-③	

4-④ サービス提供による実現する社会の全体像

108



# **障害保健福祉関係主管課長会議資料**

**平成28年3月8日(火)**

**社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域生活支援推進室  
／障害児・発達障害者支援室**

## 目 次

1 障害福祉関係施設等の整備について	1
2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	6
3 地域生活支援拠点について	11
4 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について	12
5 強度行動障害を有する者への支援について	13
6 障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について	14
7 訪問系サービスについて	22
8 障害者の就労支援の推進等について	69
9 障害者優先調達推進法について	88
10 相談支援の充実等について	97
11 障害者の地域生活への移行等について	126
12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について	148
13 発達障害者支援施策の推進について	155
14 障害児支援について	164
15 規制緩和(構造改革特区関係)等について	183

## 10 相談支援の充実等について

### (1) 相談支援の充実について

#### ① サービス等利用計画の作成について

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント等によりきめ細かに支援するため、サービス等利用計画の作成は極めて重要であり、平成27年4月以降、市町村が支給決定を行う際には、サービス等利用計画案等の提出を求めることがされている。平成27年12月末時点のサービス等利用計画の作成割合は、全国平均で計画相談支援が89.7%、障害児相談支援が92.0%となっており、多くの自治体において、ほぼ全ての利用者に対してサービス等利用計画が作成されている状況である。

しかしながら、一部の自治体では未だに計画作成が低調な状況にあり、法律に基づく適正な支給決定プロセスが確保されるよう、管内市町村に対して速やかなサービス等利用計画の作成について周知を図られたい。【関連資料1、2】

また、いわゆるセルフプランは、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものの、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないおそれがあるので、本人が真に希望する場合に限ることとしているが、市区町村が安易にセルフプランを誘導しているとの指摘がある。このため、セルフプランにより支給決定を行う場合は、別添の申出書【関連資料3】を参考にして、利用者本人（又は保護者）の意思を明確に確認した上で支給決定を行うとともに、必要に応じてモニタリングを行うなど柔軟に対応願いたい。

なお、市町村による代替プランは、今年度に限って認められるものであり、身近な地域に指定相談支援事業者がないことにより、計画相談支援及び障害児相談支援が受けられない事態が生じないよう、引き続き相談支援体制の拡充に努められたい。

#### ② 相談支援体制の充実について

##### ア 相談支援事業所について

指定特定相談支援事業所は、平成25年度から着実に増加しているものの、その職員体制などが脆弱な事業所もあるとの指摘がある。支援困難ケースへの積極的な対応や質の高いケアマネジメントの実施のため、今年度創設した特定事業所加算の積極的な活用等を通じ、相談支援事業所の体制強化に努められたい。【関連資料4】

相談支援専門員は、増加傾向にあるものの、更なる相談支援専門員の確保と資質の向上が求められており、都道府県におかれでは、引き続き人材の確保及び養成に努められたい。【関連資料4】

なお、厚生労働省においては研修制度等の見直しなど相談支援体制につ

いて、「相談支援の質の向上に向けた検討会」を設置し、今後検討を進めることとしている。

#### イ 基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことが期待されている。しかしながら、その設置状況は全市町村の25%に留まっており、地域の相談支援体制の充実のため、都道府県におかれでは、管内市町村に対し設置に向けた助言や調整に努められたい。【関連資料5】

#### ウ 協議会について

協議会は、地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っており、地域で障害者を支えていく上で核となるものである。市町村の協議会については、本年度から地域生活支援事業として、「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援」を補助の対象としており、この事業の活用の効果として、各市町村において新たな社会資源が開発され、障害者の自立した生活や社会参加が推進されるとともに、適切なサービスを効率的に提供することが期待されるものである。今年度本事業を活用した市町村は8箇所のみとなっているが、本事業の趣旨を踏まえ、当該補助金を積極的に活用し、協議会の活性化を図られたい。【関連資料6】

### (2) 平成28年度における国研修の開催予定について

平成28年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、従前の受講者要件を変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれでは、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

#### 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

■日時：平成28年5月25日（水）～27日（金）

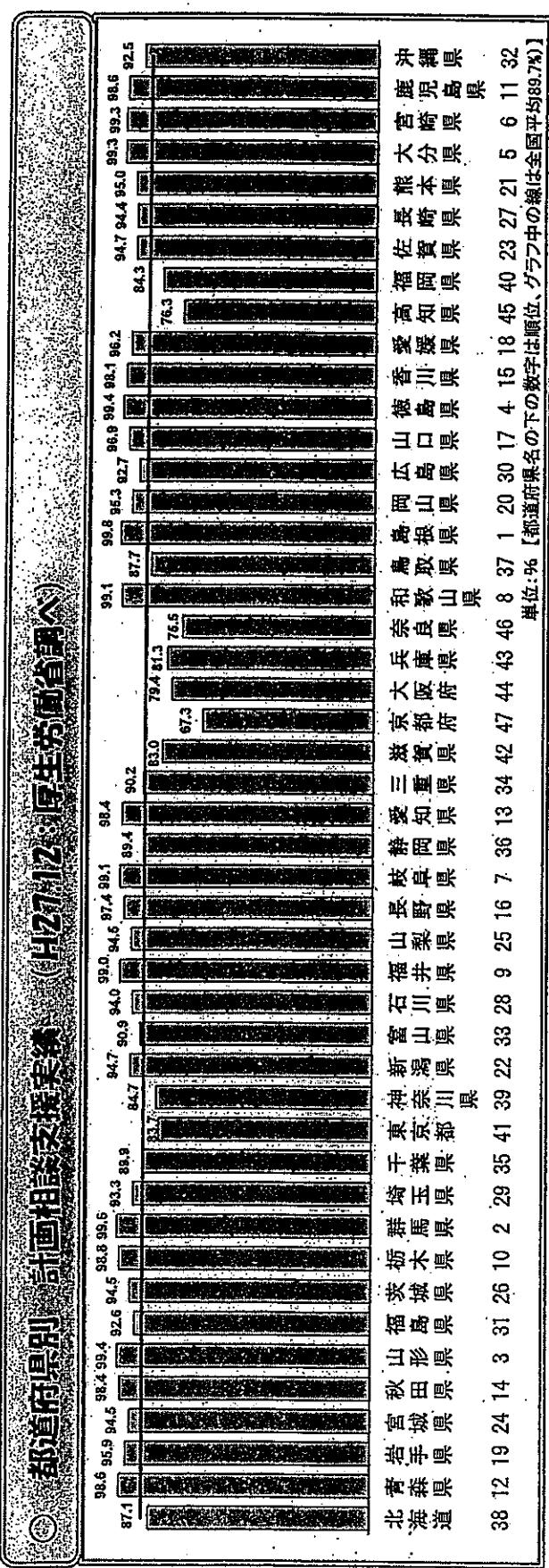
■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

#### サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

■日時：平成28年9月14日（水）～9月16日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

## 計画相談支援 関連示一々（都道府県別：実績）



単位: % [都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均(89.77)]

↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合



、同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

## 市町村の計画相談の達成状況(H27.12末)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ 全国市町村1,741か所中

達成率	箇所数	割合
90%以上	1,402か所	80.5%
80%以上90%未満	192か所	11.0%
70%以上80%未満	74か所	4.3%
60%以上70%未満	32か所	1.9%
50%以上60%未満	22か所	1.3%
40%以上50%未満	7か所	0.4%
30%以上40%未満	4か所	0.2%
20%以上30%未満	2か所	0.1%
20%未満	2か所	0.1%
該当なし	4か所	0.2%

\* サービス等利用計画に占めるセルフプランの割合は、全国平均で18.0%  
(30%以上が120市町村。一方で、1%以下が963市町村。)

## 市町村の障害児相談の達成状況(H27.12末)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ 全国市町村1,741か所中

達成率	箇所数	割合
90%以上	1,445か所	83.0%
80%以上90%未満	77か所	4.4%
70%以上80%未満	48か所	2.8%
60%以上70%未満	32か所	1.8%
50%以上60%未満	10か所	0.6%
40%以上50%未満	8か所	0.5%
30%以上40%未満	7か所	0.4%
20%以上30%未満	5か所	0.3%
20%未満	9か所	0.5%
該当なし	100か所	5.7%

※ 障害児支援計画に占めるセルフプランの割合は、全国平均で28.8%  
(30%以上が345市町村。一方で、1%以下が995市町村。)

## 関連資料 3

### セルフプランの提出について

〇〇市区町村長 殿

私は、障害福祉サービスを利用するにあたり、サービスの支給決定において勘案される「サービス等利用計画（案）」について、相談支援事業所に依頼するのではなく、自分の意思において、いわゆる「セルフプラン」による提出を希望します。

※ セルフプラン提出に関しては、自らサービス調整を図ることや、指定特定相談支援事業者からモニタリングが実施されないなど、制度の内容を理解し、あるいは十分な説明等を受けています。

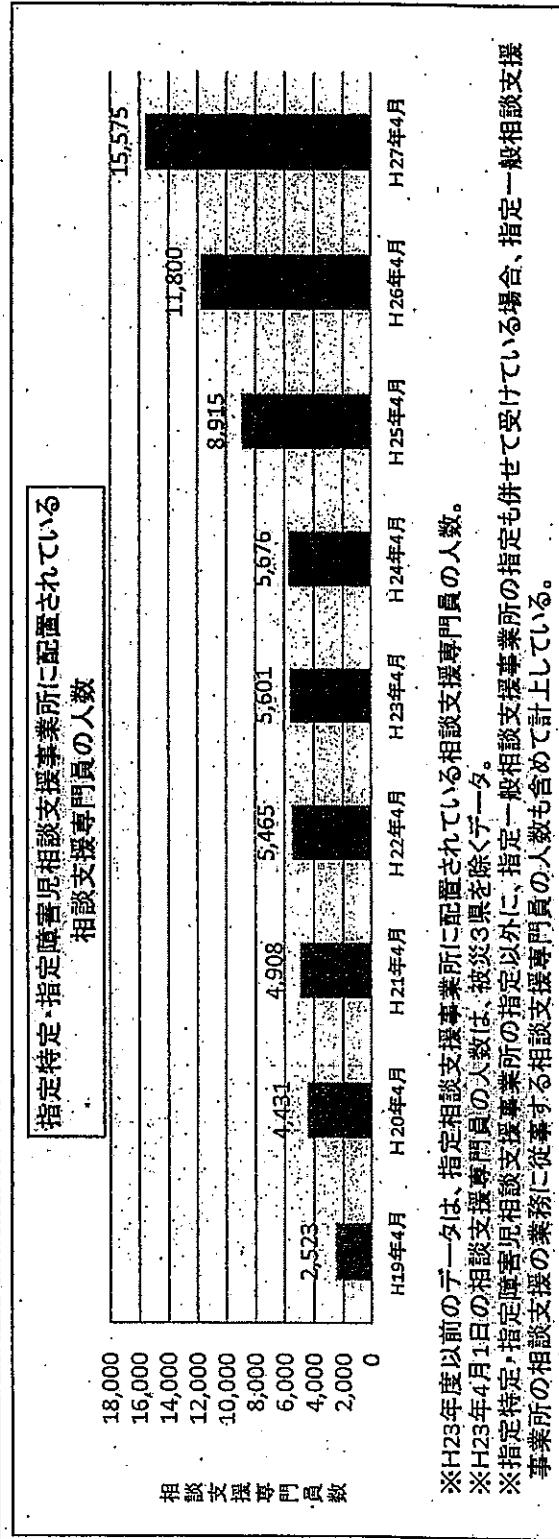
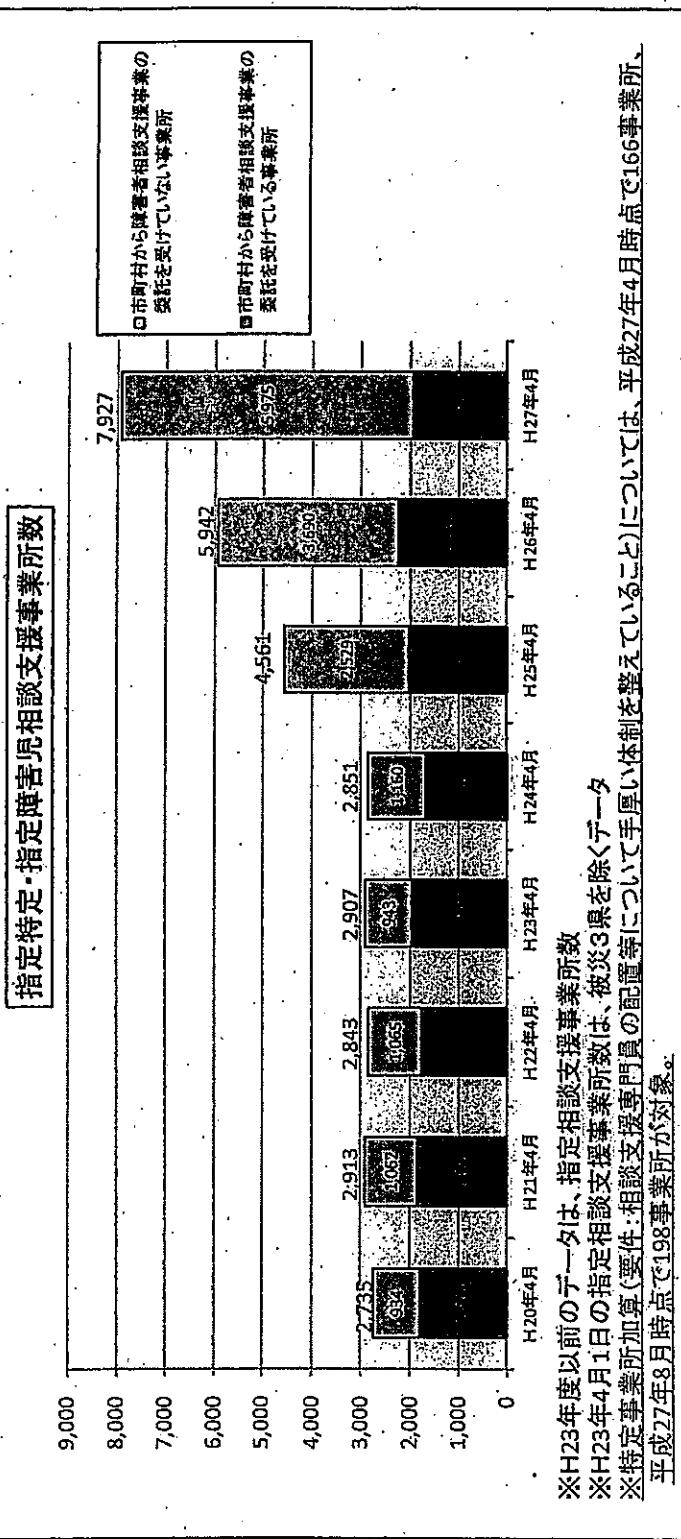
平成〇〇年〇〇月〇〇日

自署記名 \_\_\_\_\_ 印

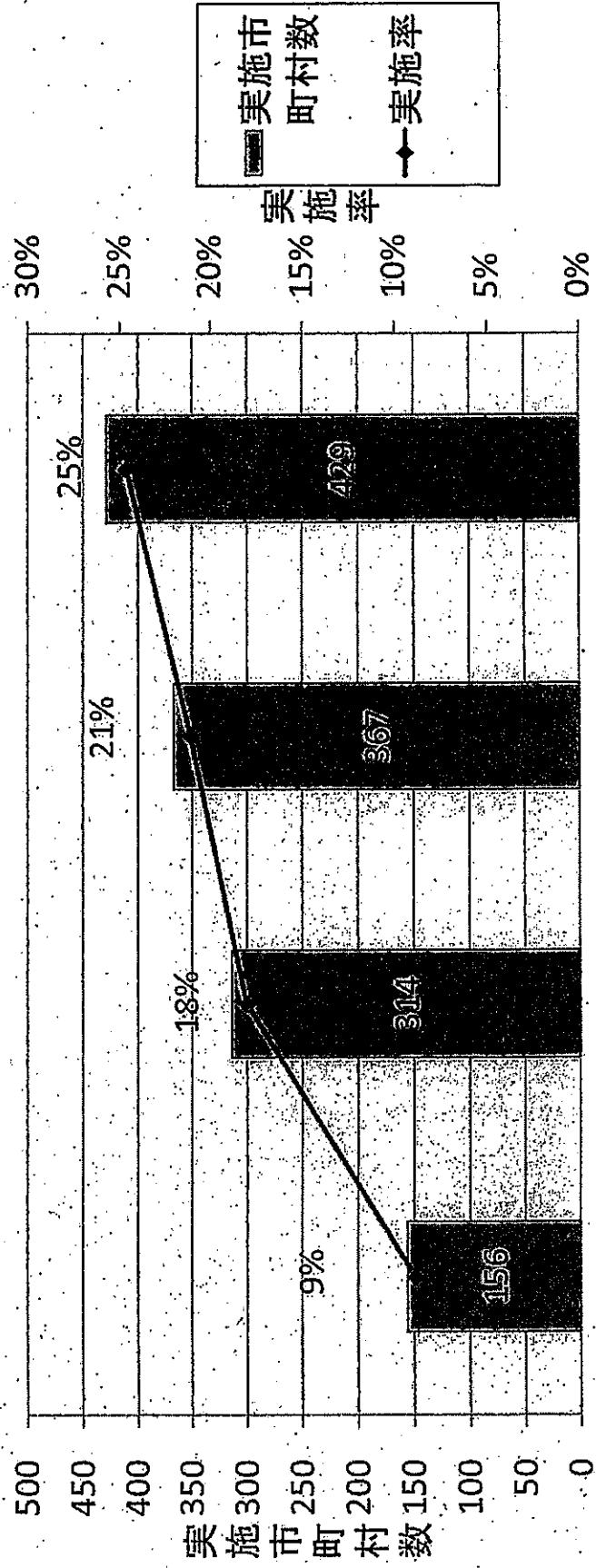
代筆者 \_\_\_\_\_ 印

# 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

関連資料4



基幹相談支援センターの設置状況について



※ 複数市町村共同で設置している場合も含む

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(8) 地域相談支援の着実な実施等について【関連資料6】

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成24年4月1日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第4期障害福祉計画において、平成29年度にそれぞれ1か月平均で、地域移行支援は4,368人、地域定着支援は6,648人の利用が見込まれているところである。

しかしながら、現時点の利用実績については、直近の平成27年10月で、地域移行支援が475人、地域定着支援が2,232人と低調となっており、都道府県別にみてもその状況に差異がある。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の8割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、障害福祉計画に位置付けることとなる障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等の果たすべき機能として、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要なものと位置付けられる。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれでは、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、障害者総合支援法に規定する協議会を積極的に活用し、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むよう、よろしくお願いする。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、必要な方には支援が行き届くよう適切な運用に努められたい。

## ②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として支援を行っているので、積極的に活用されたい。

### （参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

#### ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

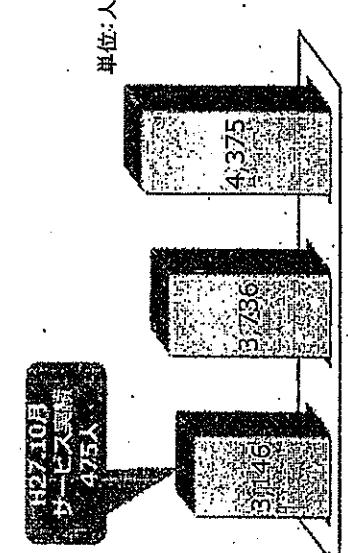
#### イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

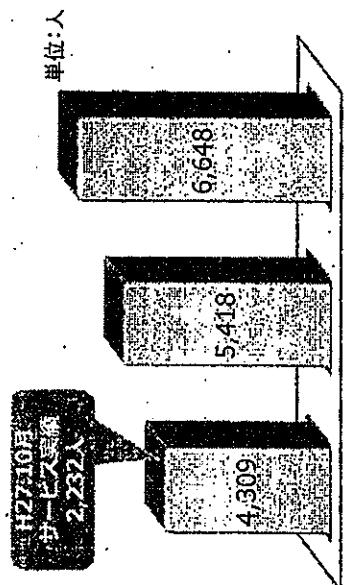
# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

## ◆ 第4期障害福祉計画における見込量

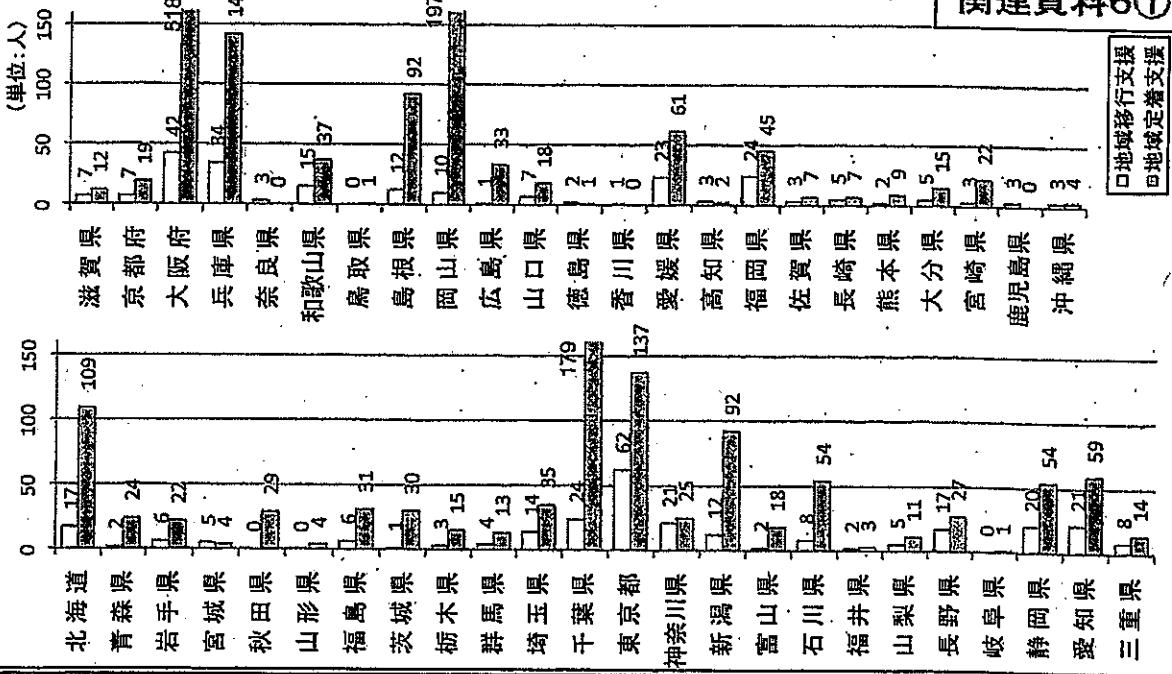
### 地域移行支援



### 地域定着支援



## ◆ 都道府県別利用者数実績等 (H27.10)

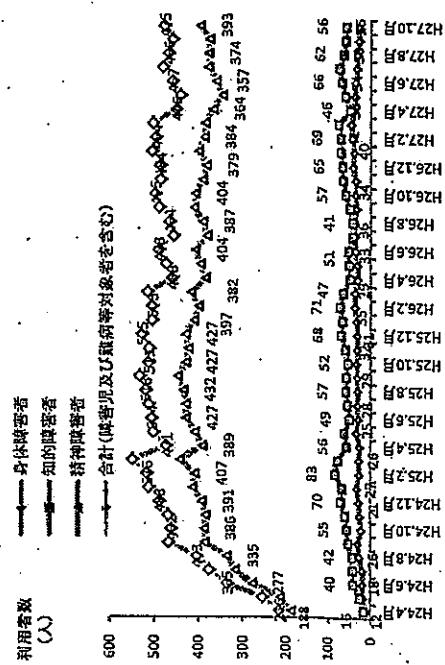


過年度累計(1)

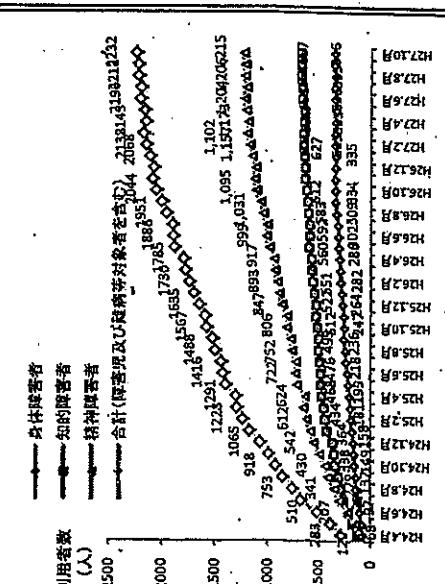
□ 地域移行支援  
□ 地域定着支援

## ◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H27.10)

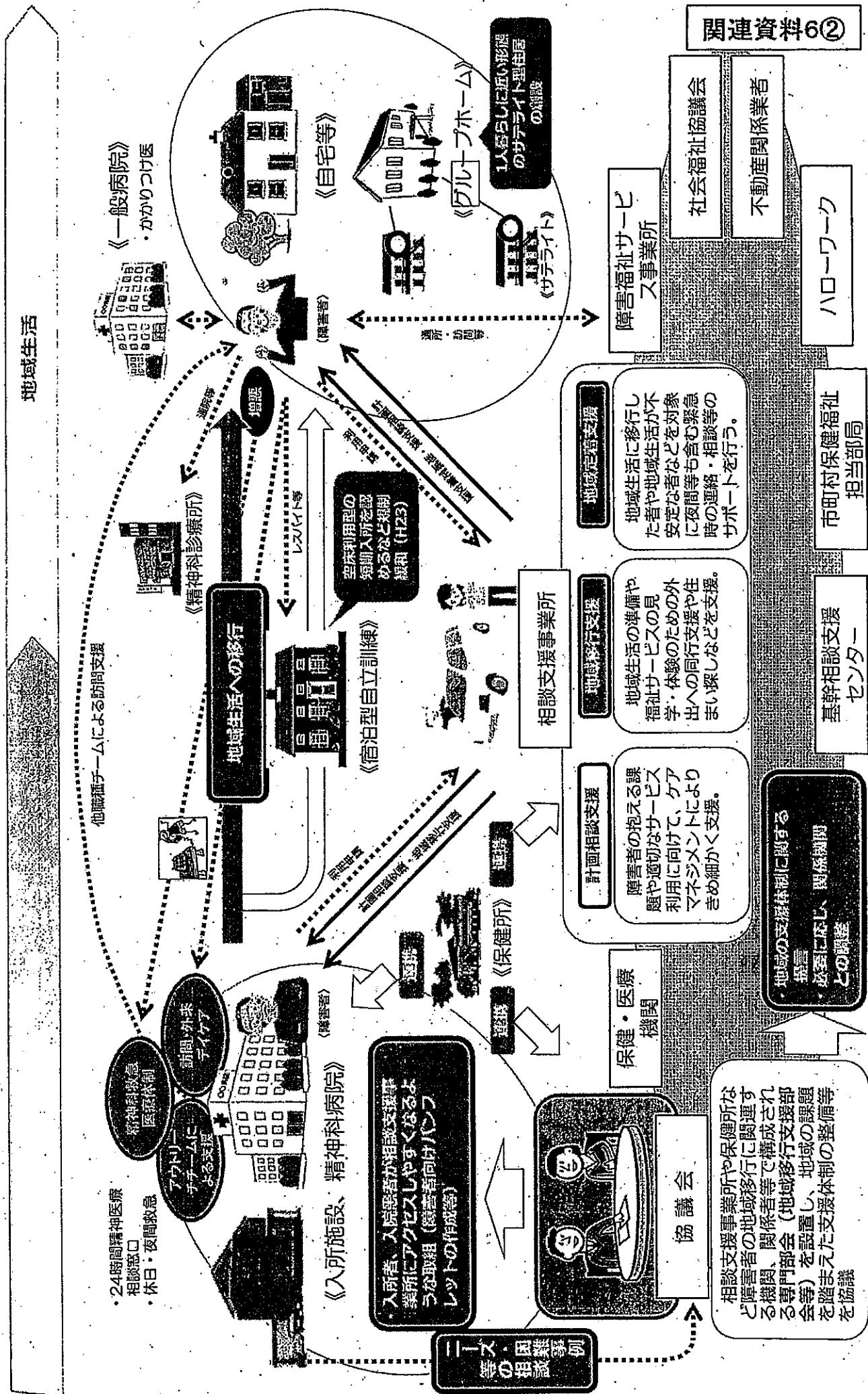
### 地域移行支援



### 地域定着支援



障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進



**都道府県別 平成28年3月までの計画相談実績 一覧**

順位	都道府県名	計画相談実績		計画相談実績		計画相談実績		計画相談実績		計画相談実績	
		実績件数	実績率	実績件数	実績率	実績件数	実績率	実績件数	実績率	実績件数	実績率
1	北海道	56,389	51,843	17,256	61	91.6%	18,100	17,694	9,308	1	97.8%
2	青森県	12,392	12,271	321	0	99.0%	1,816	1,816	7	0	100.0%
3	岩手県	10,843	10,563	885	0	97.4%	2,061	2,057	719	0	99.8%
4	宮城県	15,256	14,683	4,209	32	96.2%	3,202	3,135	1,688	1	97.9%
5	秋田県	8,326	8,296	26	89	99.6%	847	846	22	0	99.9%
6	山形県	7,858	7,825	25	8	99.6%	1,498	1,498	15	0	100.0%
7	福島県	13,050	12,477	2,471	240	95.6%	2,880	2,823	225	83	98.0%
8	茨城県	17,114	16,483	447	4	98.3%	4,851	4,780	1,237	14	98.5%
9	栃木県	12,877	12,639	658	0	99.7%	3,160	3,160	751	0	100.0%
10	群馬県	11,595	11,567	304	0	99.8%	2,343	2,343	159	0	100.0%
11	埼玉県	34,487	32,952	5,954	30	95.5%	9,471	9,333	4,114	49	98.5%
12	千葉県	31,553	29,655	5,527	95	94.0%	10,014	9,668	3,302	0	96.5%
13	東京都	76,314	68,512	16,220	2,130	89.8%	22,539	21,091	7,626	406	93.6%
14	神奈川県	49,554	44,181	18,616	2,468	89.2%	15,798	15,756	7,804	131	99.7%
15	新潟県	15,354	14,873	168	7	98.9%	2,274	2,234	37	0	98.2%
16	富山県	6,967	6,682	147	0	95.9%	1,489	1,442	45	0	96.8%
17	石川県	8,576	8,290	72	4	96.7%	1,519	1,503	47	0	98.9%
18	福井県	6,711	6,700	84	23	99.8%	1,198	1,198	112	0	100.0%
19	山梨県	5,683	5,572	131	12	98.0%	996	961	24	3	96.5%
20	長野県	14,634	14,406	37	11	98.4%	2,770	2,736	84	22	98.8%
21	岐阜県	12,945	12,864	162	18	99.4%	5,995	5,990	747	0	99.9%
22	静岡県	21,603	20,059	1,834	53	92.9%	6,693	6,541	1,190	18	97.7%
23	愛知県	44,184	43,749	7,792	35	99.0%	13,784	13,739	5,113	91	99.7%
24	三重県	12,151	11,549	1,130	11	95.0%	3,036	3,017	383	2	99.4%
25	滋賀県	9,820	8,343	880	467	86.7%	2,591	2,461	336	122	95.0%
26	京都府	19,767	15,129	3,410	15	76.5%	5,725	4,220	1,697	1	73.7%
27	大阪府	70,828	63,270	27,369	1,182	89.3%	18,276	17,180	7,668	959	94.0%
28	兵庫県	38,897	32,922	6,690	1,749	84.6%	11,445	10,810	2,068	552	94.5%
29	奈良県	9,793	8,783	1,028	29	89.7%	3,453	3,146	607	0	91.1%
30	和歌山县	8,725	8,665	472	0	99.3%	2,379	2,379	1,072	0	100.0%
31	鳥取県	6,110	5,517	254	13	90.3%	820	803	102	0	97.9%
32	島根県	7,332	7,327	30	0	99.9%	1,154	1,154	72	0	100.0%
33	岡山県	15,571	15,099	4,061	0	97.0%	6,422	6,367	2,054	0	99.1%
34	広島県	21,201	20,404	3,882	0	98.2%	8,908	8,889	3,160	0	99.8%
35	山口県	10,128	10,002	139	104	98.8%	2,319	2,277	11	45	98.2%
36	徳島県	7,488	7,485	492	76	100.0%	2,287	2,286	12	0	100.0%
37	香川県	6,262	6,227	16	1	99.4%	1,349	1,347	1	2	99.9%
38	愛媛県	12,114	11,839	1,424	0	97.7%	2,910	2,908	830	0	99.9%
39	高知県	6,256	5,132	388	12	82.0%	1,079	1,038	135	26	96.2%
40	福岡県	42,280	37,868	4,823	201	89.6%	9,475	9,251	1,985	41	97.6%
41	佐賀県	7,061	6,932	1,439	21	98.2%	1,398	1,397	300	0	99.9%
42	長崎県	13,594	13,003	975	20	95.7%	2,780	2,775	665	0	99.8%
43	熊本県	18,230	15,719	373	21	96.9%	4,990	4,915	488	4	98.5%
44	大分県	10,837	10,778	43	5	99.5%	1,815	1,813	0	0	99.9%
45	宮崎県	9,937	9,928	58	0	99.9%	1,987	1,986	1	0	99.9%
46	鹿児島県	16,398	16,309	136	0	99.5%	6,298	6,259	263	0	99.4%
47	沖縄県	14,632	14,089	150	89	96.3%	3,960	3,950	86	1	99.7%

○厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

**都道府県別 平成28年3月までの計画相談実績一覧【達成率順】**

順位	都道府県名	平成28年3月までの計画相談実績				平成28年3月までの計画相談実績				達成率 順位	
		相談件数 実績	相談件数 目標	相談件数 実績	相談件数 目標	相談件数 実績	相談件数 目標	相談件数 実績	相談件数 目標		
1	徳島県	7,488	7,485	492	76	100.0%	2,287	2,288	12	0	100.0%
2	島根県	7,332	7,327	30	0	99.9%	1,154	1,154	72	0	100.0%
3	宮崎県	9,937	9,928	58	0	99.9%	1,987	1,988	1	0	99.9%
4	福井県	6,711	6,700	84	23	99.8%	1,198	1,198	112	0	100.0%
5	群馬県	11,595	11,567	304	0	99.8%	2,343	2,343	159	0	100.0%
6	栃木県	12,677	12,639	658	0	99.7%	3,160	3,160	751	0	100.0%
7	秋田県	8,326	8,296	26	89	99.6%	847	846	22	0	99.9%
8	山形県	7,858	7,825	25	8	99.6%	1,498	1,498	15	0	100.0%
9	鹿児島県	16,398	16,309	136	0	99.5%	6,298	6,259	263	0	99.4%
10	大分県	10,837	10,778	43	5	99.5%	1,815	1,813	0	0	99.9%
11	香川県	6,262	6,227	16	1	99.4%	1,349	1,347	1	2	99.9%
12	岐阜県	12,945	12,864	162	18	99.4%	5,995	5,990	747	0	99.9%
13	和歌山県	8,725	8,685	472	0	99.3%	2,379	2,379	1,072	0	100.0%
14	青森県	12,392	12,271	321	0	99.0%	1,816	1,816	7	0	100.0%
15	愛知県	44,184	43,749	7,792	35	99.0%	13,784	13,739	5,113	91	99.7%
16	山口県	10,128	10,002	139	104	98.8%	2,319	2,277	11	45	98.2%
17	長野県	14,634	14,406	37	11	98.4%	2,770	2,736	84	22	98.8%
18	佐賀県	7,081	6,932	1,439	21	98.2%	1,398	1,397	300	0	99.9%
19	山梨県	5,683	5,572	131	12	98.0%	998	961	24	3	98.5%
20	愛媛県	12,114	11,839	1,424	0	97.7%	2,910	2,908	830	0	99.9%
21	岩手県	10,843	10,563	885	0	97.4%	2,061	2,057	719	0	99.8%
22	岡山県	15,571	15,099	4,661	0	97.0%	6,422	6,367	2,054	0	99.1%
23	新潟県	15,354	14,873	168	7	96.9%	2,274	2,234	37	0	98.2%
24	熊本県	16,230	15,718	373	21	96.9%	4,990	4,915	486	4	98.5%
25	石川県	8,578	8,290	72	4	96.7%	1,519	1,503	47	0	98.9%
26	茨城県	17,114	16,483	447	4	96.3%	4,851	4,780	1,237	14	98.5%
27	沖縄県	14,632	14,089	150	89	96.3%	3,960	3,950	86	1	99.7%
28	宮城県	15,258	14,683	4,209	32	96.2%	3,202	3,135	1,688	1	97.9%
29	広島県	21,201	20,404	3,882	0	96.2%	8,908	8,889	3,160	0	99.8%
30	富山県	6,967	6,682	147	0	95.9%	1,489	1,442	45	0	96.8%
31	長崎県	13,594	13,003	975	20	95.7%	2,780	2,775	665	0	99.8%
32	福島県	13,050	12,477	2,471	240	95.6%	2,880	2,823	225	83	98.0%
33	埼玉県	34,487	32,952	5,954	30	95.5%	9,471	9,333	4,114	49	98.5%
34	三重県	12,151	11,549	1,130	11	95.0%	3,036	3,017	383	2	99.4%
35	千葉県	31,553	29,655	5,527	95	94.0%	10,014	9,668	3,302	0	98.5%
36	静岡県	21,603	20,059	1,834	53	92.9%	6,633	6,541	1,190	18	97.7%
37	北海道	56,389	51,643	17,258	61	91.6%	18,100	17,694	9,306	1	97.8%
38	鳥取県	6,110	5,517	254	13	90.3%	820	803	102	0	97.9%
39	東京都	76,314	68,512	16,220	2,130	89.8%	22,539	21,091	7,628	406	93.6%
40	奈良県	9,793	8,783	1,028	29	89.7%	3,453	3,148	607	0	91.1%
41	福岡県	42,280	37,868	4,823	201	89.6%	9,475	9,251	1,985	41	97.6%
42	大阪府	70,828	63,270	27,369	1,182	89.3%	18,276	17,180	7,668	959	94.0%
43	神奈川県	49,554	44,181	18,616	2,468	89.2%	15,798	15,756	7,804	131	99.7%
44	滋賀県	9,620	8,343	880	467	86.7%	2,591	2,461	338	122	95.0%
45	兵庫県	38,897	32,922	6,690	1,749	84.6%	11,445	10,810	2,068	552	94.5%
46	高知県	6,256	5,132	388	12	82.0%	1,079	1,038	135	26	96.2%
47	京都府	19,767	15,129	3,410	15	76.5%	5,725	4,220	1,697	1	73.7%

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

平成28年

指定一般相談支援事業者

集団指導資料

香川県・高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・

三豊市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・

多度津町・まんのう町



障発0408第7号  
平成28年4月8日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査についての一部改正について

平成26年1月23日障発0123第2号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」を別添の新旧対照表のとおり改める。



主眼事項及び着眼点（指定地域移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第 51 条の 23 平 24 厚令 27 第 2 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 2 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 2 条第 3 項</p>
第2 人員に関する基準		法第 51 条の 23 第 1 項
1 従業者	<p>(1) 指定地域移行支援従事者</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域移行支援従事者)を置いているか。</p> <p>(ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	平 24 厚令 27 第 3 条第 1 項
(2) 相談支援専門員	<p>指定地域移行支援従事者のうち 1 人以上は、平成 24 年厚生労働省告示第 226 号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者」に定める相談支援専門員でなければならない。</p>	平 24 厚令 27 第 3 条第 2 項 平 24 厚告 226
2 管理者	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。)</p>	平 24 厚令 27 第 4 条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	(経過措置) 指定基準の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1 の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。	平 24 厚令 27 附則第 2 条
第 3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23 に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	法第 51 条の 23 第 2 項 平 24 厚令 27 第 5 条第 1 項
2 契約内容の報告等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 27 第 6 条
3 提供拒否の禁止	指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 27 第 7 条
4 連絡調整に対する協力	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか	平 24 厚令 27 第 8 条
5 サービス提供困難時の対応	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 27 第 9 条
6 受給資格の確認	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。	平 24 厚令 27 第 10 条

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	平24厚令27 第11条第1項
8 心身の状況等の把握	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令27 第11条第2項
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	平24厚令27 第13条第1項
10 身分を証する書類の携行	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令27 第13条第2項
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	平24厚令27 第14条
		平24厚令27 第15条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めるべきは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。	平24厚令27 第16条第1項
13 地域相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。  (2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。  (3) 指定地域移行支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。  (4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。	平24厚令27 第17条第1項  平24厚令27 第17条第2項  平24厚令27 第17条第3項  平24厚令27 第17条第4項
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。	平24厚令27 第18条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、13 の(1)の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p>	平24厚令27 第18条第2項
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p>	平24厚令27 第19条
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	平24厚令27 第19条第1号 平24厚令27 第19条第2号 平24厚令27 第19条第3号 平24厚令27 第19条第4号
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	平24厚令27 第20条第1項 平24厚令27 第20条第2項 平24厚令27 第20条第3項

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 地域移行支援計画に変更があった場合、(2)～(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	<p>平24厚令27 第20条第4項</p> <p>平24厚令27 第20条第5項</p> <p>平24厚令27 第20条第6項</p> <p>平24厚令27 第20条第7項</p> <p>平24厚令27 第20条第8項</p> <p>平24厚令27 第20条第9項</p> <p>平24厚令27 第21条第1項</p> <p>平24厚令27 第21条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
18. 障害福祉サービスの体験的な利用支援	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平24厚令27 第22条
19. 体験的な宿泊支援	(1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。 (2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるが、委託により行っているか。	平24厚令27 第23条第1項
20. 関係機関との連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関(24の(2)において「関係機関」という。)との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平24厚令27 第24条
21. 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令27 第25条
22. 管理者の責務	(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に指定基準の第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令27 第26条第1項
23. 運営規程	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額	平24厚令27 第27条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
24 勤務体制の確保等	<p>⑤ 通常の事業の実施地域      ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類      ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項      ⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供しているか。      (ただし、18及び19の(2)の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(2)ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平24厚令27 第28条第1項  平24厚令27 第28条第2項  平24厚令27 第28条第3項  平24厚令27 第28条第4項
25 設備及び備品等	指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令27 第29条
26 衛生管理等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	平24厚令27 第30条第1項  平24厚令27 第30条第2項

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
27 掲示等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)に規定する重要な事項の公表に努めているか。</p>	平24厚令27 第31条第1項
28 秘密保持等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	平24厚令27 第32条第1項
29 情報の提供等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	平24厚令27 第32条第2項
30 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	平24厚令27 第33条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
31 苦情解決	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあつた場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平24厚令27 第35条第1項</p> <p>平24厚令27 第35条第2項</p> <p>平24厚令27 第35条第3項</p> <p>平24厚令27 第35条第4項</p> <p>平24厚令27 第35条第5項</p> <p>平24厚令27 第35条第6項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 事故発生時の対応	(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 7 項
33 会計の区分	(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  (2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  (3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 1 項  平 24 厚令 27 第 36 条第 2 項  平 24 厚令 27 第 36 条第 3 項
34 記録の整備	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  (1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から 5 年間保存しているか。  ① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域移行支援計画 ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚令 27 第 37 条  平 24 厚令 27 第 38 条第 1 項  平 24 厚令 27 第 38 条第 2 項
第 4 変更の届出等	(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 58 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
第 5 地域移行支援サービス費の算定及び取扱い 1 基本事項	(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 2 項 施行規則第 34 条の 58  法第 51 条の 14 第 3 項  平 24 厚告 124 の一 平 18 厚告 539
2 地域移行支援サービス費	(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)  (2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	法第 51 条の 14 第 3 項  平 24 厚告 124 の二  平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 1
	(1) 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。  (2) 指定地域移行支援事業者が、指定基準第 20 条に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援を 1 月に 2 日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。  (3) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 ((2)に定める場合を除く。) に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 2  平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 3

主眼事項	着 眼 点	根拠 法令
2の2 初回加算	指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第1の1の2の注
3 集中支援加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。	平24厚告124 別表第1の2の注
4 退院・退所月加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときには、退院、退所等をする日が属する月の前月)に、指定地域移行支援を行った場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。	平24厚告124 別表第1の3の注
5 障害福祉サービスの体験利用加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、15日を限度として、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第1の4の注
6 体験宿泊加算	(1) 体験宿泊加算(I)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2の(2)及び(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(I)及び体験宿泊加算(II)を合計して15日を限度として、1月につき所定単位数を加算しているか。  (2) 体験宿泊加算(II)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(I)及び体験宿泊加算(II)を合計して15日を限度として、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第1の5の注1  平24厚告124 別表第1の5の注2

主眼事項及び着眼点（指定地域定着支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。</p>	<p>法第 51 条の 23 平 24 厚令 27 第 39 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 39 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 27 第 39 条第 3 項</p>
第2 人員に関する基準		法第 51 条の 23 第 1 項
1 従業者	<p>(1) 指定地域定着支援従事者</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。</p> <p>(ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p>	<p>平 24 厚令 27 第 40 条 準用(第 3 条 第 1 項)</p>
(2) 相談支援専門員	<p>指定地域定着支援従事者のうち 1 人以上は、平成 24 年厚生労働省告示第 226 号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者」に定める相談支援専門員でなければならない。</p>	<p>平 24 厚令 27 第 40 条 準用(第 3 条 第 2 項) 平 24 厚告 226</p>
2 管理者	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。)</p>	<p>平 24 厚令 27 第 40 条 準用(第 4 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
	(経過措置) 指定基準の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1 の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。	平 24 厚令 27 附則第 2 条
第 3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21 に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	法第 51 条の 23 第 2 項 平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 5 条 第 1 項)
2 契約内容の報告等	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 5 条 第 2 項)
3 提供拒否の禁止	指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 6 条)
4 連絡調整に対する協力	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 7 条)
5 サービス提供困難時の対応	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 8 条)
6 受給資格の確認	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支授受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 10 条)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令27 第45条 準用(第11条第1項)
8 心身の状況等の把握	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用(第12条)
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用(第13条第1項)
10 身分を証する書類の携行	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令27 第45条 準用(第14条)
11 サービスの提供の記録	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度記録しているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令27 第45条 準用(第15条第1項)
		平24厚令27 第45条 準用(第15条第2項)

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
12 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることがで きるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めるこ とが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際 は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談 支援給付決定障害者に金銭の支払を求める 理由について書面によって明らかにすると ともに、地域相談支援給付決定障害者に対 して説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)又は(2)に規定する支 払については、この限りでない)。</p>	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 16 条 第 1 項)
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受 領を行わない指定地域定着支援を提供した 際は、地域相談支援給付決定障害者から当 該指定地域定着支援につき障害者総合支援 法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働 大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定地域相談支援に要 した費用の額を超えるときは、当該現に指 定地域相談支援に要した費用の額)の支払 を受けているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払 を受ける額のほか、地域相談支援給付決定 障害者の選定により通常の事業の実施地域 以外の地域の利用者を訪問して指定地域定 着支援を提供する場合は、それに要した交 通費の額の支払を地域相談支援給付決定障 害者から受けることができるが、支払を受 けているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費 用に係る領収証を当該費用の額を支払った 地域相談支援給付決定障害者に対し交付し ているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通 費については、あらかじめ、地域相談支援 給付決定障害者に対し、その額について説 明を行い、地域相談支援給付決定障害者の 同意を得ているか。</p>	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 2 項)
14 地域相談支援給付費の額に係 る通知等	(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受 領により指定地域定着支援に係る地域相談 支援給付費の支給を受けた場合は、地域相 談支援給付決定障害者に対し、当該地域相 談支援給付決定障害者に係る地域相談支援 給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 17 条 第 4 項)

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
15 指定地域定着支援の具体的取扱方針	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、13 の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p>	平24厚令27 第45条 準用(第18条 第2項)
	<p>指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	平24厚令27 第41条 平24厚令27 第41条第1号 平24厚令27 第41条第2号 平24厚令27 第41条第3号 平24厚令27 第41条第4号
16 地域定着支援台帳の作成等	<p>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。</p>	平24厚令27 第42条第1項 平24厚令27 第42条第2項 平24厚令27 第42条第3項 平24厚令27 第42条第4項

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
17 常時の連絡体制の確保等	<p>(5) 地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)及び(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。</p>	平24厚令27 第42条第5項  平24厚令27 第43条第1項  平24厚令27 第43条第2項
18 緊急の事態における支援等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。</p>	平24厚令27 第44条第1項  平24厚令27 第44条第2項
	<p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。  ② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	平24厚令27 第44条第3項  平24厚令27 第44条第4項
19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	平24厚令27 第45条 準用（第25条）
20 管理者の責務	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	平24厚令27 第45条 準用（第26条第1項）

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
21 運営規程	<p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に指定基準の第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他運営に関する重要な事項</li> </ul>	平24厚令27 第45条 準用(第26条第2項)  平24厚令27 第45条 準用(第27条)
22 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。  (ただし、18の(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平24厚令27 第45条 準用(第28条第1項)  平24厚令27 第45条 準用(第28条第2項)  平24厚令27 第45条 準用(第28条第3項)  平24厚令27 第45条 準用(第28条第4項)
23 設備及び備品等	指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令27 第45条 準用(第29条)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
24 衛生管理等	(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用(第30条 第1項) 平24厚令27 第45条 準用(第30条 第2項) 平24厚令27 第45条 準用(第31条 第1項)
25 掲示等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要な事項の公表に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用(第31条 第2項) 平24厚令27 第45条 準用(第32条 第1項)
26 秘密保持等	(1) 指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  (3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令27 第45条 準用(第32条 第2項) 平24厚令27 第45条 準用(第32条 第3項) 平24厚令27 第45条 準用(第33条 第1項)
27 情報の提供等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令27 第45条 準用(第33条 第2項) 平24厚令27 第45条 準用(第34条 第1項)
28 利益供与等の禁止	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令27 第45条 準用(第34条 第1項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 苦情解決	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平24厚令27 第45条 準用(第34条第2項)  平24厚令27 第45条 準用(第35条第1項)  平24厚令27 第45条 準用(第35条第2項) 平24厚令27 第45条 準用(第35条第3項)  平24厚令27 第45条 準用(第35条第4項)

主眼事項	着 眼 点	根拠 法 令
30 事故発生時の対応	<p>(5) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第 51 条の 27 第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 5 項)  平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 6 項)  平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 7 項)
31 会計の区分	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 1 項)  平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 2 項) 平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 36 条 第 3 項)
32 記録の整備	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 37 条)
	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 38 条 第 1 項) 平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 38 条 第 2 項)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第4 変更の届出等	<p>① 提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録      ② 地域定着支援計画      ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録      ④ 苦情の内容等の記録      ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	法第51条の25 第1項 施行規則第34条の58
第5 地域定着支援サービス費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。      (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	法第51条の14 第3項 平24厚告124の一 平18厚告539
2 地域定着支援サービス費	<p>(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p>	法第51条の14 第3項 平24厚告124の二 平24厚告124別表第2の注1

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(2) 緊急時支援費についてでは、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	平24厚告124 別表第2の注2
	<p>(3) 指定地域定着支援事業者が、16の(3)又は17の(2)に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p>	平24厚告124 別表第2の注3
	<p>(4) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平24厚告124 別表第2の注4 平21厚告176



平成27年度 一般相談支援事業者指摘事項一覧

基準省令	第5条第1項	内容及び手續の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書、重要事項説明書を特定相談支援事業とを分けて作成するように指導した。</li> <li>一般相談支援事業所用の重要事項説明書、運営規程の一部を訂正して整備するように指導した。</li> <li>運営規程の相談支援専門員の人數と実態などを合わせるために指導した。</li> <li>重要事項説明書に虐待防止の措置、事故発生時の対応を記載するように指導した。</li> <li>契約書及び重要事項説明書について、自筆のサイン以外に利用者の押印をいたやすく指導した。</li> </ul>
	第15条	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域相談支援を提供したことについての利用者の確認を得るよう指導した。</li> <li>地域相談支援の提供日、内容その他必要な事項を記録して利用者に確認してもらうためのサービス提供記録表を作成するように指導した。</li> </ul>
	第20条第1項	地域移行支援計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行支援計画の様式や地域定着支援台帳を整備し、利用希望があつた場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくように指導した。</li> <li>地域移行支援計画の作成に係る会議を開催する際は、地域移行支援計画作成会議として位置付けるように指導した。</li> </ul>
	第22条、23条	障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービスの体験的な利用支援や体験的な宿泊支援の委託契約書を作成するよう指導した。</li> </ul>
	第27条	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程に定められている虐待防止のための措置について、対応の手続きを具体的に定めるように指導した。</li> <li>運営規程の相談支援専門員の人數を実態と分けて作成するように指導した。</li> </ul>
	第28条	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の勤務表については、職務時間、常勤非常勤の別、職名を明記したものを作成するよう指導した。</li> </ul>
	第31条第1項	掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者の資格や勤務の体制など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示するように指導した。</li> </ul>
	第32条第2項	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務上知り得たまたはその家族の秘密を従業者でなくなりた後ににおいても保持する旨を取り決めるため、従業者の雇用の際に、守秘義務に関する契約書を取るよう指導した。</li> <li>個人情報利用同意書の内容について、一般相談支援事業所用に訂正するように指導した。</li> </ul>
	第33条	情報の提供等	地域移行支援、地域定着支援の普及啓発に努めるように指導した。(ホームページ)
	第35条	苦情受付	苦情受付体制について、対応手続きを具体的に定めるように指導した。
	第36条	事故発生時の対応	事故発生時の対応について、対応の手続きを具体的に定めるように指導した。
	第42条	地域定着支援台帳の作成等	地域定着支援台帳を整備し、利用希望があつた場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくように指導した。



## 地域移行支援計画(案)

これから先、6か月の計画です。自分のペースで取り組みます。今の時点の計画です。必要な時は見直しをしましょう。

利用者氏名: サービス等利用計画の到達目標	さん 作成年月日
(1)長期(内容及び期間等)	
(2)短期目標(内容及び期間等)	

私(本人) _____自身がすることを矢印の下に書き込みます			
私の期待や不安	その為に協力する人	協力する内容	支援上の留意事項等

同意日

利用者名  
印

指定一般相談支援事業所 \_\_\_\_\_  
相談支援専門員(地域移行推進員) \_\_\_\_\_  
印

一般社団法人支援の三角点設置研修会発行「障害者地域相談のための実践ガイドライン」における地域移行支援計画を一部改変



## 地域定着支援合帳

最終更新日		年月日		年月日		修正者	
初定期作成日		年月日		年月日		作成者	
合帳作成相談支援事業所						担当者	連絡先
計画作成相談支援事業所						担当者	連絡先
氏名	様(男・女)		生年月日		年月日		(歳)
連絡先	住所	〒		TEL			
		一人暮らし・家族同居・その他( )		FAX			
身体状況	身長	cm	体重	kg	現在使用している福祉用具		その他特記事項 (言語・聴覚・視覚、その他)
	麻痺	□無	□四肢麻痺	□片麻痺(右・左)	□その他( )		
	座位・立位保持等	□可	□不可	□立位保持(口可)	□不可	□起立(口可)	
移動	□自立歩行		□介助歩行	□手動式車椅子	□電動車椅子		
	障がい又は疾患名		障がい者手帳		障がい程度区分		
医療	自立支援医療		健康保険		血液型		
	医療機関名		診療科		主治医氏名	連絡先	備考
			科				
			科				
			科				
服薬状況							
年月		事項		年月		事項	
病歴						生活歴	
経済状況		生活保護	有・無	障がい年金の種類			その他特記事項







# **障害保健福祉関係主管課長会議資料**

**平成27年 3月 6日(金)**

**社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域生活支援推進室  
／障害児・発達障害者支援室**

**(1／2冊)**

## 目 次

### 【障害福祉課】

1 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定等について	1
2 障害福祉関係施設等の整備について	5 9
3 地域生活支援拠点について	6 7
4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	7 2
5 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について	7 7
6 福島県相双地域等への介護職員等の応援について	7 7
7 強度行動障害を有する者への支援について	7 8
8 障害者の就労支援の推進等について	8 1
9 障害者優先調達推進法について	9 4
10 訪問系サービスについて	10 2

### 3 地域生活支援拠点について

#### (1) 地域生活支援拠点の整備の推進について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備が重要である。

このため、第4期障害福祉計画において地域生活支援拠点等を各市町村又は障害福祉圏域に1箇所以上整備することとしているところであるが、整備に当たっては、障害のある方の地域生活を地域全体でどう支えるのかという観点に立ち、市町村内の現状に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか等について、協議会等の場を活用して検討いただくことを想定している。

拠点等の整備に当たっては、グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する「多機能拠点整備型」や、地域の障害福祉サービス事業者等の関係機関が連携して支援する「面的整備型」など、地域の実情に即した体制により、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりといった障害のある方の地域生活を推進していくために必要とされている機能を強化していくため、既存の障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用しながら地域の実情に応じた拠点等を整備していくことについて検討していただきたい。【関連資料①（68頁～70頁）】

#### (2) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）の実施について

地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度予算案においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」（仮称）を計上している。【関連資料②（71頁）】

この事業は、10箇所程度の自治体を選定し、拠点等の立ち上げ時の専門家の招聘や研修実施等に係る経費の2分の1を補助するとともに、年に数回の連絡会議を開催し、厚生労働省や事業実施自治体相互の意見交換や情報交換等を行うことを予定している。

さらに、本事業により集められた具体的な立ち上げ方法や運営方法等の事例について、今後情報提供させていただく予定であるので、整備の参考にしていただきたい。

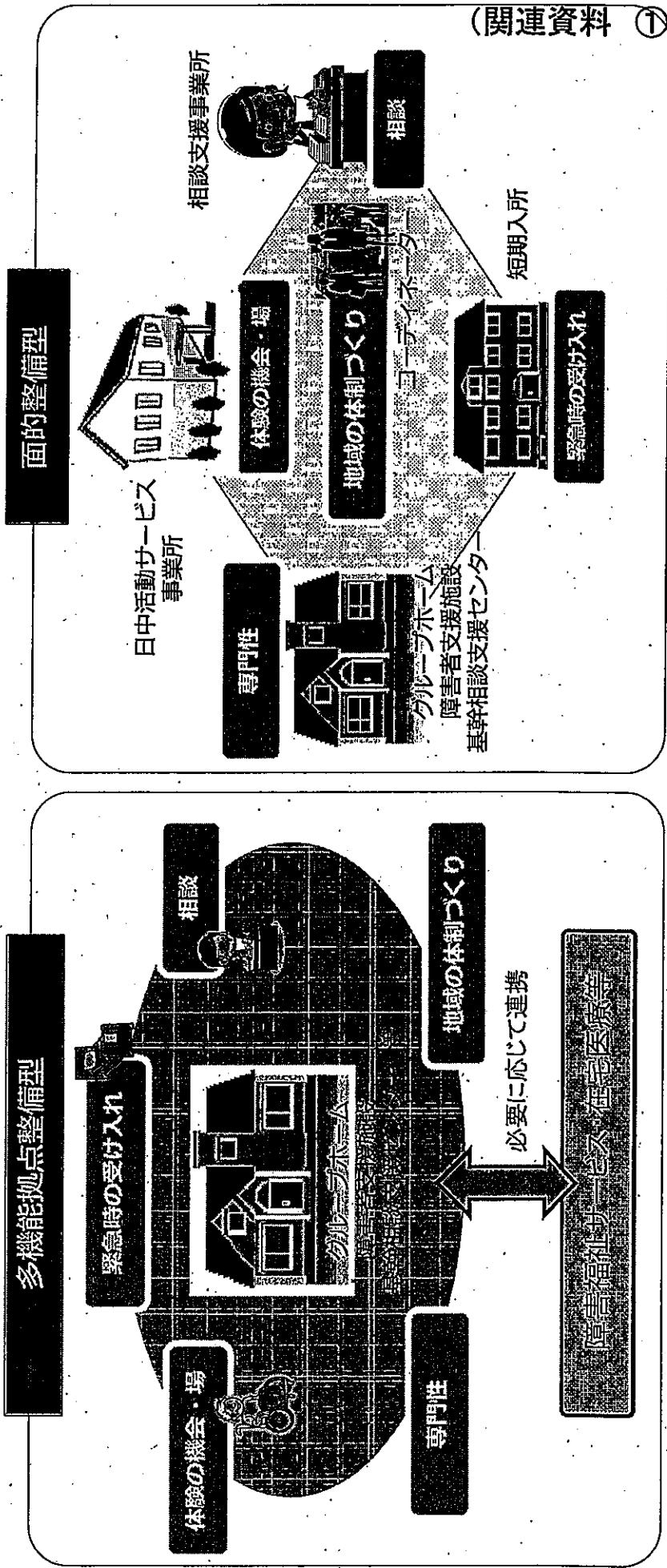
事業実施自治体の募集については、予算成立後早期に公募を行い選定を行うことを予定している。

## 障害者生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地区的状況に応じて、以下のサービスの整備拠点等を併用して検討。



## 地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点・整備型)

### パタン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。

・福祉職員に対する各種研修の実施、  
(地域生活支援事業等)  
・嗜癖吸引等研修の実地研修等の場の  
提供(セーフティネット支援対策等事業)  
等

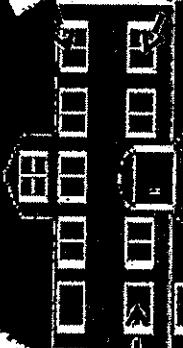
#### 専門性

- ・コーディネート事業(地域生活  
支援事業)等

#### 地域の体制づくり

#### 体験の機会・場

- ・体験的な利用の評価(共同生活援助)  
・障害福祉サービスの体験利用加算(日  
中系サービス、地域移行支援)  
・体験宿泊加算(地域移行支援)等



#### 障害者支援施設

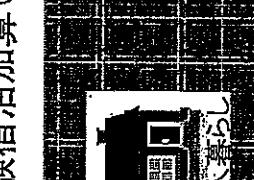
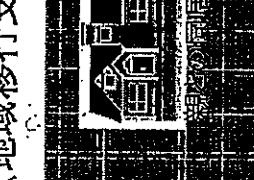
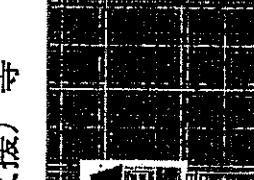
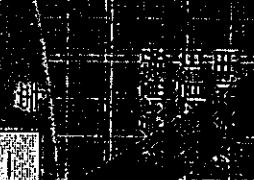
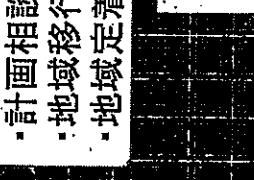
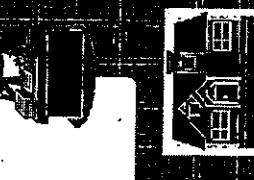
- ・グループホーム  
・基幹相談支援センター

#### 相談

- ・緊急短期入所体制確保加算(短期  
入所)  
・居室確保事業(地域生活支援事  
業)等

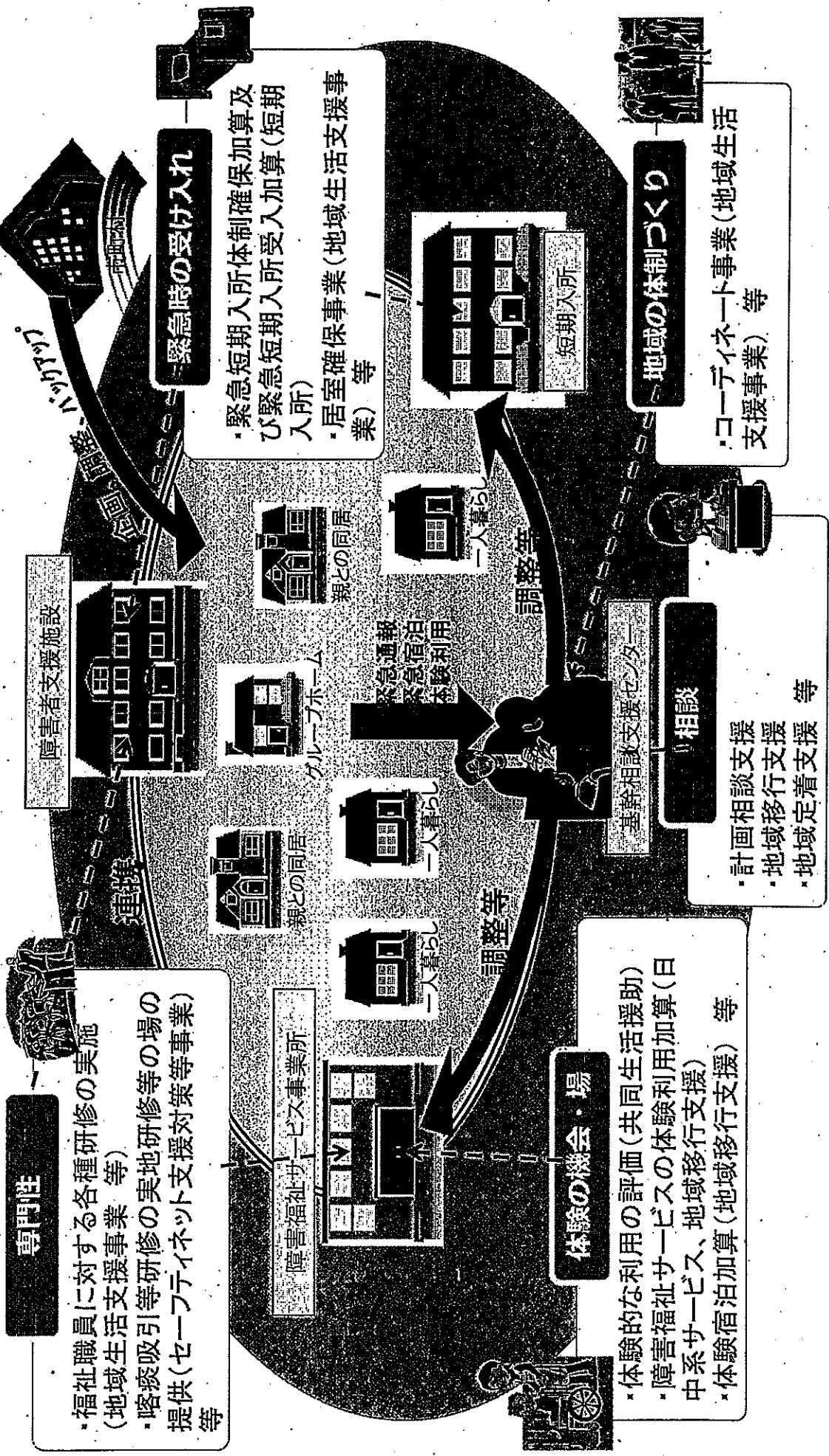
#### 緊急時の受け入れ

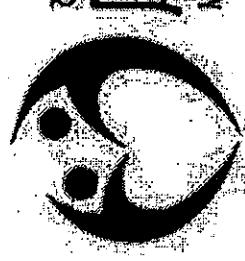
- ・緊急短期入所受入加算(短期  
入所)



## 地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



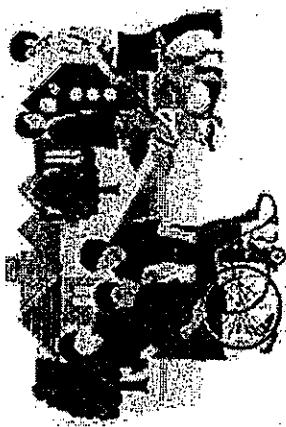


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成27年度  
地域生活支援拠点等整備推進ミテリ言葉

厚生労働省  
監修

厚生労働省



## 地域生活支援拠点等の整備について

- 障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親生き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築が急務となっています。

○ 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまで地域の障害福祉計画に基づき整備が進められていくとこころですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となつていません。重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障害児者やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに対応できる体制の整備が必要であるとの指摘があります。

○ このため、障害児者の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害児者の地域生活を支援する体制の整備を行ったため、地域生活支援拠点及び面的な体制の整備を推進していくことが必要です。

- 今般、平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況をまとめて紹介いたします。

# 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となつた支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。 特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたつてニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4		大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5	東京都	八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進めます。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時ににおける速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になつた障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要な高い方に對して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ふれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

# 目次

1. 栃木県  
　　栃木市
2. 栃木県  
　　佐野市
3. 千葉県  
　　千葉市
4. 東京都  
　　東田子町区
5. 東京都  
　　大田王子市
6. 新潟県  
　　八王子市
7. 新潟県  
　　上越市
8. 京都府  
　　京都都市
9. 大分県  
　　宇都宮市
10. 大分県  
　　大分市

# 皆さん。 障害者差別解消法 が (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) 施行されましたよーっ!

★ 障害のある人もない人もわけへだてなく、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して、4月に施行された 障害者差別解消法では、次の2つのことが、【障害を理由とする差別】として禁止されます。

差別  
です!

## 不当な差別的取扱いをすること

障害があるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供などを拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけない条件をつけるなど、異なった対応をとることが禁止されます。

差別  
です!

## 合理的配慮をしないこと

詳しいは  
裏面へ  
➡

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応に努めることが求められます。(行政機関は法的義務となる。)

この法律によってこれら2つの障害を理由とする差別の禁止が求められるのは、国や県・市・町などの「行政機関」とともに、すべての「事業者」も対象となります。

事業者は、営利目的か非営利かに関係なく、また、法人か個人で営んでいるかも関係ありません。

なお、個人の思想や言論などは対象としていませんが、法律の第4条に「国民の責務」として、  
『障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努める』

ことが求められています。

### 社会の中にあるバリア?

「社会的障壁」といわれるもので、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる、社会における事物・制度・慣行・観念などのことです。(例えば…)

事物:段差があるなど利用しにくい施設や設備など物理的なもの

制度:利用しにくい制度、障害を理由とする制限ルールなど制度的なもの

慣行:会議に点字資料や手話通訳がないなど障害のある人の存在を意識していない慣習や文化

観念:障害者に対する偏見など意識上のもの

障害のある人の暮らしにくさは、障害のためだけではなく、私たちが原因をついているのかも…



差別  
です！

## 不当な差別的取扱いをすること

例えば、車いすでの入店や施設の利用を拒否する。障害があるからアパートを貸さない。障害者なので利用時間を制限する。特に必要でないのに障害を理由に付添者の同行を求める…など、障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。

平たく言えば、正当な理由がないのに、障害のあるAさんに対して、仮にAさんに障害がない場合にする対応とは異なった対応をとることは、障害を理由とする差別として法的に禁止されます。

差別  
です！

## 合理的配慮をしないこと

合理的配慮とは、障害のある人が、障害のない人と平等に機会の提供を受けたり、権利の行使をしたりすることができるよう、社会の中のバリアを取り除くために行われる、「過重な負担を伴わない、必要かつ適当な変更や調整」のことです。

障害のある人から、こうした社会中のバリアを取り除いてほしいという求めがあったときは、その対応をすることの負担(人的・経済的など)が重過ぎないときは、合理的配慮を提供するよう努めなければなりません。(行政機関には、より厳しく、提供の義務があります。)



## 建設的な対話をする

合理的配慮の提供について検討する場合は、バリア除去のために求められた内容が、負担が重すぎて対応困難な場合、代替措置の提案ができるかということも含めて検討することが必要です。

そのためには、配慮を求める側と提供する側の双方が、互いに歩み寄って、建設的な対話をすることで、相互理解に努めることが大切です。

合理的配慮は、All or Nothing(0か100か)ではなく、柔軟な対応が求められています。

### 問い合わせ先

◇ 香川県 障害福祉課 ◇

電話 087-832-3291 FAX 087-806-0240

E-Mail shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp

ホームページURL www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/fukushijoho-hp/

(PC向けページ)

香川県障害福祉課

法的に禁止！

行政機関

事業者

なお、個別の案件ごとに、さまざまな面から、総合的・客観的に判断した結果、正当な理由があることから、異なる取扱いをする場合には、法的な差別とはなりませんが、そうした判断をした場合には、その理由をわかりやすく説明する必要があります。

障害を理由とした異なる対応

拒否 制限 条件付け

法的差別

法的義務

行政機関

努力義務

事業者

なお、総合的・客観的に判断した結果、配慮をすることの負担が重すぎるため、合理的配慮の提供ができない場合は、法的差別となりませんが、その場合には、その理由をわかりやすく説明する必要があります。

### 合理的配慮の例

- 段差がある場合に車いす移動の補助をする。
- 視覚障害者に資料の読み上げや、拡大文字資料を配布する。
- 聴覚障害者に筆談や文字情報による案内を行う。
- 知的障害の方にゆっくりと簡潔な言葉でわかりやすく話す。
- 疲れやすいなど待つことが困難な方に別室や席を用意する。

更多的情報は  
内閣府ホームページで！

合理的配慮サーチ



## 障害特性を理解する

合理的配慮の例でも示したとおり、障害のある方への配慮については、障害の種別により必要とされる支援が異なります。

このため、肢体不自由や視覚障害、聴覚障害、知的障害などの障害別に、その障害で、どんなことに困っているのかなどの障害の特性を理解して、その特性に応じた合理的配慮の提供が望まれています。

内閣府のホームページ「合理的配慮サーチ」では、こうした情報も紹介しています。

合理的配慮サーチ

困りごとやご相談があるときにはコチラ  
(PC・スマートフォン向け)

あなたのちょっとした心遣いで  
とても助かる人たちがいます♥



# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

## 目的

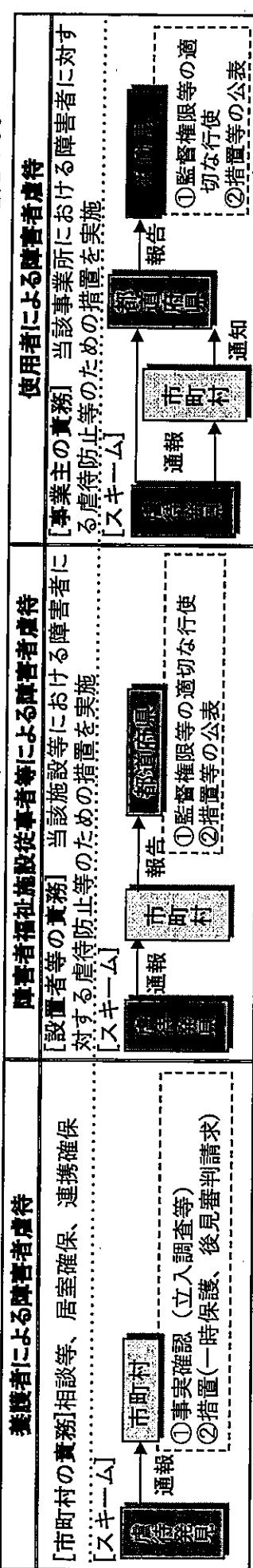
「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等に関する支援等に対する支援等による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する支援等による障害者虐待を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等による障害者虐待を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとrew。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の発見に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。」



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

\* 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び適用。

